

大分県労働委員会会報

第67号

(令和3年版)

大分県労働委員会事務局

大分県労働委員会会報目次

第1章	労働委員会の概要と組織	1
第1節	概 要	1
1	労働委員会とは	1
2	労働委員会の機能	1
3	労働委員会の特色	1
第2節	大分県労働委員会	2
1	大分県労働委員会の組織	2
2	大分県労働委員会の業務	2
3	大分県労働委員会の会議	2
4	大分県労働委員会名簿（委員・事務局職員・あっせん員候補者）	3
第3節	総会等の開催状況	8
1	総 会	8
2	公益委員会議	10
第2章	労働情勢の概要	11
第3章	令和3年における審査・調整の実施状況	12
1	不当労働行為事件	12
2	調整事件	12
第4章	審 査	13
第1節	不当労働行為事件	13
1	係属及び終結の状況	13
2	事件の概要	13
第2節	証人等出頭命令	14
第3節	再審査事件	14
第4節	行政訴訟事件	14
第5節	労働組合の資格審査	14
1	概 況	14
2	組合資格審査取扱一覧表	14
第5章	調 整	15
第1節	労働争議の調整	15
1	概 況	15
2	労働争議調整事件調整状況一覧表	18
3	事件の概要	19
第2節	個別労働関係紛争のあっせん事件	23
1	概 況	23
2	個別労働関係紛争事件調整状況一覧表	27
3	事件の概要	28
第3節	争議行為予告及び労働争議実情調査	33
1	争議行為予告	33
2	労働争議実情調査	35
第6章	労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知	37
第1節	労働相談の概況	37
1	労働相談の状況（令和3年1月～12月）	37
2	年別相談件数の推移	37
第2節	労働相談週間	38
1	実施期間	38
2	相談件数等	38
第3節	個別労働紛争処理制度周知月間	39
第7章	会議及び研修	40
1	全国会議	40
2	九州地区会議	42
3	研究・研修	45

【資料編目次】

1	不当労働行為審査事件の推移	49
2	労働組合の資格審査の推移	51
3	労働争議調整事件の推移	52
4	個別労働関係紛争あっせん事件の推移	56
5	年別相談件数の推移	57
6	労働組合数、組合員数、推定組織率の状況	57
7	労働争議の発生状況(大分県)	58
8	県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移	59
9	委員	60
10	事務局組織・職員数	61
11	大分県労働委員会規則	62

第1章 労働委員会の概要と組織

第1節 概 要

1 労働委員会とは

- (1) 労働委員会とは、労働者の団結権の擁護及び労働関係の公正な調整を図るため、労働組合法19条の12第1項、地方自治法第180条の5第2項に基づき都道府県に設置された独立行政委員会である。
- (2) 労働委員会は、公益を代表する「公益委員」、労働者を代表する「労働者委員」及び使用者を代表する「使用者委員」の三者から構成される行政機関である。
また、委員会には事務局が置かれ、委員会の業務を補佐し、委員会の事務上の窓口となり、当事者と委員との連絡調整を担っている。

(労働委員会の構成)

任 期	2年	
人 数	公 益 委 員	弁護士、大学教授 等 5～13名
	労働者委員	労働組合の役員 等 5～13名
	使用者委員	経営者、会社役員 等 5～13名
身 分	非常勤の地方公務員	
任命権者	都道府県知事	
任命手続	公 益 委 員	労使委員の同意を得て任命
	労働者委員	労働組合の推薦に基づき任命
	使用者委員	使用者団体の推薦に基づき任命

2 労働委員会の機能

労働委員会は、憲法で保障された労働基本権の保護と労使関係の安定を目的とし、迅速、的確に不当労働行為の審査を行うとともに、労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう合理的、弾力的な方法で労働紛争の調整に当たっており、機能は次のように大別される。

- (1) 主として不当労働行為の審査や労働組合の資格審査を行う。(判定機能)
- (2) 労使の間に入ってあつせん、調停、仲裁等により争議・紛争を解決に導く。(調整機能)

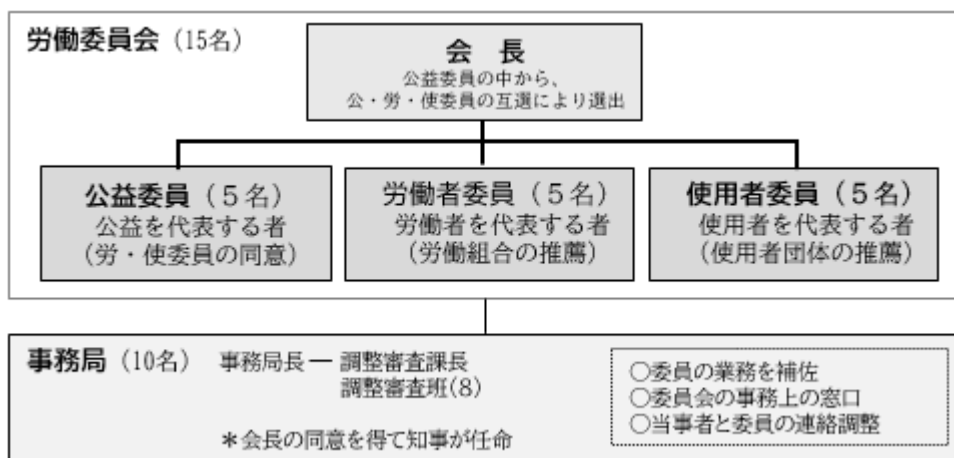
3 労働委員会の特色

労使間の諸問題は、労使双方が誠意をもって話し合い、自主的に解決することが最も望ましい姿であるが、話し合いがまとまらず、当事者間で解決することが困難な場合、公平な第三者として労働委員会が労使の仲立ちをし、よりよい労使関係形成の手助けを行っている。

労働委員会の審査、あつせんは、原則として公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で担当し、労働者委員、使用者委員がそれぞれの当事者の主張を十分聴いた上で、相手の立場に立って解決のための合意形成を図り、実質的な効果を伴った解決を目指すのが最大の特色であり、裁判と異なって簡易、迅速、かつ手数料等も不要となっている。

第2節 大分県労働委員会

1 大分県労働委員会の組織



2 大分県労働委員会の業務

主な業務は、以下の4つである。

その他、労働組合の資格審査、争議行為の予告通知と発生通知の受理及び労働争議の実情調査、地方公営企業における使用者の利益代表の範囲の認定・告示等の事務を担っている。

なお、(2)の労働争議や(3)個別労働関係紛争における「あっせん」は、労働委員会が直接行う調整手続ではなく、労働委員会の会長によって指名されたあっせん員が行うものであり、あっせん員候補者も総会の決議によりあらかじめ定められている。

- (1) 労働組合法及び労働関係調整法に基づく集团的労使関係に関わる不当労働行為事件の審査、判定業務
- (2) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁業務
- (3) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき知事から事務委任された個別労働関係紛争のあっせん（平成14年4月から実施）
- (4) 審査やあっせんに繋ぐために独自に実施する労働相談

3 大分県労働委員会の会議

労働委員会は合議制の行政機関であり、また、労使間の諸問題についての準司法的機能を有する行政機関であることから、事案に応じて適宜各種会議を開催し、事務の処理に当たっている。主な会議については、以下のとおりである。（開催状況については8～9頁に掲載。）

- (1) 総会（労組法21条、労委規3条1項1号）
公労使の委員全員で行う会議。原則として毎月第2及び第4火曜日に定例総会を開催しており、そのほか必要に応じ臨時総会を開催することとなっている。
- (2) 公益委員会議（労組法24条1項、地公労法16条の2、労委規3条1項2号）
公益委員のみの権限とされている事項を審議するために開催するもの。
- (3) 調停委員会会議（労調法19条、労委規3条2項）
- (4) 仲裁委員会会議（労調法31条、労委規3条2項）

4 大分県労働委員会名簿

(1) 第46期委員 任期:令和2年2月12日～令和4年2月15日 (◎会長 ○会長代理)

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ 深田 茂人	弁護士	第44期～
	○ 鈴木 芳明	大分大学名誉教授	第42期～
	柴田 尚子	元大分県生活環境部長	第46期～
	清水 立茂	弁護士	第46期～
	三浦 恭子	一級建築士	第43期～
労働者委員	幹事委員 佐藤 寛人	連合大分会長	第44期～
	松尾 竜二	元日本製鉄大分労働組合組合長	第43期～
	藤本 雅史	連合大分事務局長	第44期～
	新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	太田 美乃里	元UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第44期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	兒玉 雅紀	株式会社オーシー代表取締役副社長	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社常務取締役	第45期～
	大山 直美	Team & AMA RE代表	第45期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役常務	第46期～

第46期委員（任期：令和2年2月12日～令和4年2月15日）

公益委員



深田 茂人
会長



鈴木 芳明
会長代理



柴田 尚子
委員



清水 立茂
委員



三浦 恭子
委員

労働者委員



佐藤 寛人
幹事委員



松尾 竜二
委員



藤本 雅史
委員



新宮 高志
委員



太田美乃里
委員

使用者委員



藤野 久信
幹事委員



兒玉 雅紀
委員



白川 憲一
委員



大山 直美
委員



熊埜御堂康昭
委員

(2) 第47期委員 任期: 令和4年2月16日～令和6年2月15日 (◎会長 ○会長代理)

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ 深田 茂人	弁護士	第44期～
	○ 清水 立茂	弁護士	第46期～
	柴田 尚子	元大分県生活環境部長	第46期～
	渡邊 博子	大分大学経済学部教授	第47期～
	三浦 恭子	一級建築士	第43期～
労働者委員	幹事委員 佐藤 寛人	連合大分会長	第44期～
	石本 健二	日本製鉄大分労働組合 組合長	第47期～
	林 大介	UAゼンセン大分県支部 支部長	第47期～
	新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	原口 享子	UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第47期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	兒玉 雅紀	株式会社オーシー代表取締役副社長	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社常務取締役	第45期～
	高野 浩子	株式会社美装管理代表取締役	第47期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役常務	第46期～

(3) 事務局職員

職名	氏名	異動年月日	氏名	異動年月日
事務局 局長	稲垣 守	令3.4.1転入	森 優子	令3.3.31転出
調整審査課 課長	笹原 良宣	令3.4.1転入	岡崎 浩之	令3.3.31退職
課長補佐(総括)	河野 秀樹	令3.4.1転入	大原 聖	令3.3.31転出
主幹	安藤 恵美			
副主幹	清水 りえ	令3.4.1転入		
主査	大里 正芳	令3.4.1転入		
専門員			岩田 章	令3.3.31退職
専門員			梅村 晋一	令3.3.31退職
専門員	中尾 徳利			
主事	都甲 卓哉			
非常勤職員	岩田 章	令3.4.1採用	滝田 敏裕	令3.3.31転出
非常勤職員	足立 美奈利			

第47期委員 (任期:令和4年2月16日～令和6年2月15日)

公益委員



深田 茂人
会 長



清水 立茂
会長代理



柴田 尚子
委 員



渡邊 博子
委 員



三浦 恭子
委 員

労働者委員



佐藤 寛人
幹事委員



石本 健二
委 員



林 大介
委 員



新宮 高志
委 員



原口 享子
委 員

使用者委員



藤野 久信
幹事委員



兒玉 雅紀
委 員



白川 憲一
委 員



高野 浩子
委 員



熊埜御堂康昭
委 員

(4) あっせん員候補者（労働関係調整法第10条）

大分県労働委員及び事務局職員の異動に伴い、令和3年4月13日及び令和4年2月22日付けで委嘱及び解任を行った。

	あっせん員候補者氏名	委嘱期間
公益委員	深 田 茂 人	平28. 2. 9 ~
	清 水 立 茂	令 2. 2. 17 ~
	柴 田 尚 子	令 2. 2. 17 ~
	渡 邊 博 子	令 4. 2. 22 ~
	三 浦 恭 子	平26. 2. 12 ~
	鈴 木 芳 明	平25. 2. 26 ~令 4. 2. 22
労働者委員	佐 藤 寛 人	平28. 2. 9 ~
	石 本 健 二	令 4. 2. 22 ~
	林 大 介	令 4. 2. 22 ~
	新 宮 高 志	令 2. 2. 17 ~
	原 口 享 子	令 4. 2. 22 ~
	松 尾 竜 二	平26. 9. 24 ~令 4. 2. 22
	藤 本 雅 史	平28. 2. 9 ~令 4. 2. 22
	太 田 美 乃 里	平28. 2. 9 ~令 4. 2. 22
使用者委員	藤 野 久 信	令 2. 2. 17 ~
	兒 玉 雅 紀	令 2. 2. 17 ~
	白 川 憲 一	平30. 2. 13 ~
	高 野 浩 子	令 4. 2. 22 ~
	熊 埜御堂 康昭	令 2. 2. 17 ~
	大 山 直 美	平30. 2. 13 ~ 令 4. 2. 22
事務局職員	稲 垣 守	令 3. 4. 13 ~
	笹 原 良 宣	令 3. 4. 13 ~
	森 優 子	令 2. 4. 14 ~令 3. 4. 13
	岡 崎 浩 之	令 2. 4. 14 ~令 3. 4. 13

第3節 総会等の開催状況

労働委員会の重要事項は、すべて合議制の会議で決定され、労委規則第3条第1項に基づく総会及び公益委員会並びに同条第2項に基づく調停委員会の会議及び仲裁委員会の会議がある。

1 総 会

令和3年総会の開催状況は次のとおりである。

総会開催状況一覧表

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1689	1. 26	1 令和2年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況の公表について 2 大分県労働委員会の行政手続きにおける押印の廃止・電子化の推進について
1690	2. 9	1 労働委員会の手続における押印の廃止について 2 大分県労働委員会会報第66号（令和2年版）（案）について
1691	2. 24	1 「あっせん事件の処理に関する申合せ」の改正について 2 「あっせん事件（調整）に関する事務処理要領」の一部改正について 3 争議行為予告 4 令和2年度「悩まず どんとこい労働相談週間」（令和3年2月1日～2月7日）における相談状況について 5 大分県労働委員会会報第66号（令和2年版）について 6 令和3年度大分県労働委員会総会開催日程（案）について
1692	3. 9	1 「個別労働関係紛争のあっせんに関する要領」の一部改正について 2 （個）紛争（令和3年1号）あっせん申請について 3 争議行為予告
1693	3. 23	1 第685回公益委員会議について 2 「不当労働行為事件事務処理要領」の一部改正について 3 「労働組合資格審査事務処理要領」の一部改正について 4 （個）紛争（令和3年1号）について 5 争議行為予告 6 令和3年度労働委員会主要会議等日程（案）について
1694	4. 13	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 （個）紛争（令和3年1号）の終結について（打切り） 3 争議行為予告 4 使用者委員連絡協議会代表者会議について（報告） 5 「労働組合資格審査事務処理要領」について 6 全国労働委員会協議会第1回運営委員会の議事概要等について
1695	4. 27	1 第686回公益委員会議について 2 九プロ労委労協第2回幹事会及び命令研究会について（報告） 3 全労委使用者委員連絡会議幹事会について（報告） 4 令和3年度大分県労働委員会委員研修計画について
1696	5. 11	1 第88回九州労働委員会連絡協議会議題及び発言者について
1697	5. 25	1 争議行為予告 2 第88回九州労働委員会連絡協議会・研修会について（報告） 3 2021年九プロ労委労協総会・研修会について（報告） 4 在り方検討小委員会後の検討案に係るやり取りについて
1698	6. 8	1 争議行為予告 2 令和3年度労働委員会委員研修の日程について
1699	6. 22	1 労働組合資格審査申請取下げについて（終結） 2 「労働委員会をめぐる課題と今後の検討の進め方（案）」にかかるウェブ会議の結果について 3 個人情報が含まれる資料の取扱いについて

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1700	7.13	1 (調) 事件 (令和3年1号) あっせん申請について 2 「労働委員会をめぐる課題と今後の検討の進め方 (案)」 (中労委提案) について
1701	7.27	1 (調) 事件 (令和3年1号) について 2 2021年度第2回全労委使用者委員連絡会議幹事会について (報告) 3 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修について 4 あっせん制度PR訪問について 5 「夏の集中労働相談会」の実施について
1702	8.24	1 (調) 事件 (令和3年1号) について 2 争議行為予告 3 L o G oチャットのテスト利用について (新型コロナウイルス感染症予防対策のためオンライン併用で実施)
1703	9.14	1 (調) 事件 (令和3年1号) について 2 総会の開催方法の取扱いについて 3 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の議事概要について 4 第76回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について 5 令和3年度九州労働委員会公益委員連絡会議の開催形式について 6 令和3年度「個別労働関係紛争処理制度」周知月間における取組みについて (新型コロナウイルス感染症予防対策のためオンライン併用で実施)
1704	9.28	1 (調) 事件 (令和3年1号) 終結について (解決) 2 (調) 事件 (令和3年2号) あっせん申請について 3 九州ブロック労委労協2021年第1回幹事会について (報告) 4 令和3年度労働委員会公労使委員合同研修について (報告) 5 令和3年度公益委員研修について (報告) 6 令和3年度労働者委員研修について (報告) 7 第21回全労委使用者委員基礎研修会について (報告)
1705	10.12	1 (調) 事件 (令和3年2号) について 2 争議行為予告
1706	10.26	1 (調) 事件 (令和3年2号) について 2 争議行為予告 3 令和3年度「悩まず どんとこい労働相談週間」 (10月1日～7日) における相談状況について
1707	11. 9	1 (調) 事件 (令和3年2号) について 2 争議行為予告 3 令和3年度九州労働委員会公益委員連絡協議会について (報告)
1708	11.24	1 (調) 事件 (令和3年2号) について 2 (個) 紛争 (令和3年2号) あっせん申請について 3 争議行為予告 4 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会設置要綱の承認等について
1709	12. 8	1 第687回公益委員会議について 2 資格審査の終結について 3 (調) 事件 (令和3年2号) について 4 (個) 紛争 (令和3年2号) について 5 争議行為予告 6 2021年度第3回全労委使用者委員連絡会議幹事会について (報告) 7 第77回全国労働委員会連絡協議会総会における議題 (案) の提出について
1710	12.28	1 (調) 事件 (令和3年2号) の終結について (解決) 2 (個) 紛争 (令和3年2号) の終結について (打ち切り) 3 第76回全国労働委員会連絡協議会総会について (報告) 4 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修について (報告) 5 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施について 6 第89回九州労働委員会連絡協議会の開催について

- (不) 事件：不当労働行為事件の略
- (調) 事件：労働争議の調整事件の略
- (個) 紛争：個別労働関係紛争の略

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により、公益委員のみの権限とされている事項を審議するものである。
令和3年中の開催状況は次のとおりである。

通算回数	開催期日	主 要 議 題
685	3. 9	1 「審査開始に当たっての留意事項（当事者に対する通知文）」（昭和53年7月4日第455回公益委員会議申合せ）の一部改正 2 「審問における証人の宣誓に係る取り扱いについて」（平成19年10月9日第655回公益委員会議申合せ）の一部改正
686	4. 13	1 法人登記に伴う資格審査（X 1 組合）
687	11. 24	1 労働者委員推薦に伴う資格審査（X 2 組合及びX 3 組合）

第2章 労働情勢の概要

<国内情勢>

(1) **雇用動向** (厚生労働省「一般職業紹介状況(令和3年12月分他)」、総務省「労働力調査(令和3年12月分)」)
令和3年12月の有効求人倍率(季節調整値)は1.16倍(前月比+0.01ポイント)であった。
令和3年平均の有効求人倍率は1.13倍となり、前年を0.05ポイント下回った。

令和3年12月の完全失業率(季節調整値)は2.7%で、前月を0.1ポイント下回った。また、年平均の完全失業者数(率)は193万人(2.8%)となり、前年の191万人(2.8%)に比べ2万人の増となった。

(2) **労働組合の組織動向** (厚生労働省 令和3年(2021年)労働組合基礎調査(令和3年6月30日現在))

単一労働組合の労働組合数は23,392組合、労働組合員数は1,007万8千人で、前年に比べ労働組合数は369組合(1.6%)の減、労働組合員数は3万8千人(0.4%)の減少となった。

また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は16.9%で、前年に比べ0.2ポイント低下している。

労働組合員数(単位労働組合)のうち、パートタイム労働者の労働組合員数は136万3千人と前年に比べ1万2千人(0.8%)の減、全労働組合員数に占める割合は13.6%で前年に比べ0.1ポイント低下している。

(3) **労働組合の活動状況**

① **春季賃上げ** (厚生労働省 令和3年民間主要企業春季賃上げ・妥結状況)

民間主要企業(定期昇給込みの賃上げ額の妥結額などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業。以下同じ。)343社の平均妥結額(加重平均)は5,854円で、前年(6,286円)に比べ432円の減となった。また、現行ベース(交渉前の平均賃金)に対する賃上げ率は1.86%で、前年(2.00%)に比べ0.14ポイント減少した。

② **夏季一時金** (厚生労働省 令和3年民間主要企業夏季一時金妥結状況)

民間主要企業349社の夏季一時金の平均妥結額(加重平均)は773,632円で、前年に比べ54,539円(6.59%)減少した。

③ **年末一時金** (厚生労働省 令和3年民間主要企業年末一時金妥結状況)

民間主要企業355社の年末一時金の平均妥結額(加重平均)は782,198円で、前年に比べ4,262円(0.54%)減少した。

<県内情勢>

(1) **雇用動向** (厚生労働省大分労働局「大分県の雇用情勢(令和3年12月分)」)

令和3年12月の有効求人倍率(季節調整値)は1.16倍で、前月(1.15倍)を0.01ポイント上回った。

(2) **労働組合の組織動向** (県雇用労働政策課「労働組合基礎調査結果(令和3年6月30日現在)」)

令和3年の労働組合数は455組合、組合員数は68,796人で、前年に比べ組合数は4組合の減、組合員数は1,126人(1.6%)の減となった。県内の非単位組合及び非独立組合員を含めた組合員数は76,043人で、前年に比べ901人減小し、推定組織率は15.2%(概算値)となり、前年に比べ0.3ポイント下回った。

また、パートタイム労働者の労働組合員数は7,451人で、前年に比べ276人(3.8%)増加し、全組合員数に占める割合は9.8%となり、前年に比べ0.5ポイント上回った。

第3章 令和3年における審査・調整の実施状況

1 不当労働行為事件

該当なし

2 調整事件

(1) 労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和3年(調)第1号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> 職場でのハラスメント防止対策を講じなかったことを認め、謝罪すること 退職までの療養中の賃金等を支払うこと 	3.7.1	2回	1回	86日	3.9.24	解決	
令和3年(調)第2号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> 賃金に関わる損益計算書の開示 掲示板設置について誠実に対応すること 誠実に団交に応じること 	3.9.17	2回	1回	90日	3.12.15	解決	

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和3年(個)第1号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> 雇い止めの撤回 解決金の支払い 	3.3.2	2回	—	43日	3.4.13	打切り	不参加
令和3年(個)第2号	あっせん	<ul style="list-style-type: none"> 人事評定の修正 人事評定の修正に伴う年末手当、査定に基づく基本給で生じた賃金の差額の支払い 	3.11.15	4回	—	40日	3.12.24	打切り	不参加

※処理日数は、申請年月日（当日含む）から終結年月日（当日含む）までの日数をいう。

第4章 審 査

第1節 不当労働行為事件

1 係属及び終結の状況

労働組合法第7条の不当労働行為事件について、令和3年中の新規申立てはなかった。

(事件の件数及び平均所要日数)

過去5年間における事件の件数及び平均所要日数の推移は、次のとおりである。

区分 年	終 結 区 分								総 数	
	命令・決定		関与和解		無関与和解		取 下			
	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数
H29	2	557							2	557
30							2	212	2	212
H31・R元	1	713							1	713
2			2	404					2	404
3										
1件当り 平 均	3	609	2	404			2	212	7	437

2 事件の概要

該当なし

第2節 証人等出頭命令

令和3年中は、労働組合法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令はなかった。

第3節 再審査事件

令和3年中は、当労委の命令・決定を不服として中央労働委員会へ申立てがなされた再審査事件はなかった。

第4節 行政訴訟事件

令和3年中は、当労委の命令・決定を不服とする行政訴訟はなかった。

第5節 労働組合の資格審査

1 概況

労委規則第22条の規定に基づく組合資格審査について、令和3年中の新規申請は、4件である。

終結の状況は、取下げが1件、適合となったものが2件、翌年への繰越が1件である。

2 組合資格審査取扱一覧表

No.	審査番号	組 合 名	組 合 員 数	申 請 年 月 日	申 請 事 由	終 結 年 月 日	終 結 状 況
1	令和3年 第1号	X1組合	4,966	R3.3.12	法人登記	R3.6.8	取下
2	令和3年 第2号	X1組合	4,834	R3.10.19	法人登記		翌年 繰越
3	令和3年 第3号	X2組合	72	R3.11.12	委員推薦	R3.12.3	適合
4	令和3年 第4号	X3組合	1,899	R3.11.12	委員推薦	R3.11.30	適合

第 5 章 調 整

第 1 節 労働争議の調整

1 概 況

労働関係調整法に規定するあっせん、調停、仲裁について、令和 3 年の取扱状況は、次のとおりである。

(1) 取扱件数

令和 3 年の取扱件数は、あっせん 2 件であり、すべて新規係属事件である。

(2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況

新規係属の 2 件は、いずれも合同労組からの申請によるものである。

主要調整事項別では、「その他」が 2 件となっている。

産業別では、建設業が 1 件、廃棄物処理業が 1 件であった。

(3) 終結状況

係属事件 2 件については、2 件とも解決で終結した。

(4) 終結事件処理日数

終結事件の延べ処理日数は 176 日で、平均処理日数は 88.0 日であった。

調整区分別申請及び取扱件数

年 区分		H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	計
		新	あ	6	9	3	4	1		2	2	
規	っ											
申	せ											
請	ん	6	9	3	4	1	0	2	2	0	2	29
	調											
	停											
	裁											
	小	6	9	3	4	1	0	2	2	0	2	29
	計	6	9	3	4	1	0	2	2	0	2	29
	前年からの繰越（あっせん）	1										-
	取	7	9	3	4	1	0	2	2	0	2	-
	扱	7	9	3	4	1	0	2	2	0	2	-
	件	7	9	3	4	1	0	2	2	0	2	-
	数	7	9	3	4	1	0	2	2	0	2	-

申請者別申請等件数

年 区分		H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	計
		組	6	9	3	4	1		1	2		2
使								1				1
用												
者												
申												
請												
双												
方												
申												
請												
職												
権												
合		6	9	3	4	1	0	2	2	0	2	29
計		6	9	3	4	1	0	2	2	0	2	29

主要調整事項別申請件数

区分		年										計
		H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	
経済的 事項	賃上げ											0
	一時金											0
	解雇手当								1			1
	その他											0
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
非経済的 事項	労働協約	1	1									2
	解雇	1	2		1	1						5
	配置転換・出向	1		1	1							3
	団交促進	3	4	1					1			9
	その他		2	1	2			1	1		2	9
小計	6	9	3	4	1	0	1	2	0	2	28	
合計		6	9	3	4	1	0	2	2	0	2	29

産業別申請件数

区分		年										計
		H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	
< 建設業 >								1			1	2
< 製造業 >					1				1			2
食料品製造業												0
パルプ・紙・紙加工品製造業					1							1
窯業・土石製品製造業									1			1
< 運輸業 >		1			2							3
鉄道業					1							1
道路貨物運送業		1			1							2
< 卸売業、小売業 >			2	1	1	1						5
< 不動産業、物品賃貸業 >												0
< 学術研究、専門・技術サービス業 >			1									1
技術サービス業			1									1
< 宿泊業・飲食サービス業 >			1						1			2
< 医療、福祉 >		3	5	1				1				10
医療業		3	5	1				1				10
社会保険・社会福祉・介護事業												0
< 教育、学習支援業 >												0
< サービス業 >		2		1							1	4
労働者派遣業												0
廃棄物処理業		1		1							1	3
その他のサービス業		1										1
合計		6	9	3	4	1	0	2	2	0	2	29

終結状況・解決率

区分	年										
	H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	計
解 決	3	2		2	1			1		2	11
打 切 り	1	1	1	2			1				6
取 下 げ	3	3	2					1			9
規則65条第2項（不開始）		3					1				4
合 計	7	9	3	4	1	0	2	2	0	2	30
解 決 率（％）	75.0	66.7	0.0	50.0	100.0	-	0.0	100.0	-	100.0	64.7

注1）解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解 決 件 数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2）被申請者があつせんに応じなかった場合については、令和元年（平成31年）より不参加による「打ち切り」に計上（以前は「規則65条第2項（不開始）」に計上）。

終結事件処理日数

区分	年										
	H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	計
11 日 以 下											0
11 ～ 20 日	1	3	1				1				6
21 ～ 30 日	1	2	1								4
31 ～ 60 日	3	4		3				2			12
61 ～ 90 日	2			1	1					2	6
91 日 以 上			1				1				2
件 数 計	7	9	3	4	1	0	2	2	0	2	30
延 べ 処 理 日 数	315	265	152	201	76	-	115	109	-	176	1,409
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	45.0	29.4	50.7	50.3	76.0	-	57.5	54.5	-	88.0	47.0

2 労働争議調整事件調整状況一覧表

NO	事件番号	申請者	申請年月日	業種	あつせん事項	あつせん員 (公) (労) (使)	調整経過	終結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	令和3年 (調) 第1号	労	3.7.1	建設業	<ul style="list-style-type: none"> ・職場でのハラスメント防止対策を講じなかったことを認め、謝罪すること ・退職までの療養中の賃金等を支払うこと 	柴田 佐藤 熊埜御堂	3.7.8 事前調査(申請者) 3.7.14 事前調査(被申請者) 3.9.24 第1回あつせん	3.9.24	86	解決	大里 安藤
2	令和3年 (調) 第2号	労	3.9.17	廃棄物 処理業	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金に関わる損益計算書の開示 ・掲示板設置について誠実に対応すること ・誠実に団交に応じること 	清水 太田 白川	3.9.15 事前調査(申請者) 3.10.13 事前調査(被申請者) 3.12.15 第1回あつせん	3.12.15	90	解決	都甲 安藤

注) 処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

3 事件の概要

(1) 令和3年(調)第1号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 1 労働組合
	被申請者 (使用者側)	Y 1 株式会社 (業種) 建設業 (従業員数) 10名
申請年月日	令和3年7月1日	
終結年月日	令和3年9月24日 (処理日数 86日)	
終結区分	解決	
あっせん事項	申請者組合員に対して①職場でのハラスメント防止対策を講じなかったことを認め、謝罪すること。②令和3年4月22日以降、退職(6月14日)までの療養中の賃金等を支払うこと。	
あっせん員	柴田尚子(公)、佐藤寛人(労)、熊埜御堂康昭(使)	
<p>1 事件の概要</p> <p>X 1 労働組合(以下「X 1 組合」という。)の組合員(以下「A 1」という。)は、求人誌の募集を見て応募し、令和2年6月8日、Y 1 株式会社(以下「Y 1 会社」という。)に正社員として入社した。A 1 と Y 1 会社は雇用契約書を作成しておらず、Y 1 会社は労働条件通知書など勤務条件が書かれた書面も A 1 に渡していなかった。A 1 は、入社面接時に、空調設備の取付けについて未経験であるが、塗装、はつり、建築現場の経験があると言っていたため、経験者として基本給22万円で採用した。</p> <p>A 1 は、入社時から、セクハラやパワハラを課長等から受け、そのことを Y 1 会社の代表取締役(以下「B 1」という。)に報告していたと主張している。</p> <p>令和2年11月2日、A 1 は退職届とハラスメントの報告文書を B 1 に提出した。同日、B 1 は A 1 と LINE で連絡を取り、退職を慰留した。</p> <p>令和3年4月1日、A 1 は X 1 組合に加入した。</p> <p>令和3年4月20日、A 1 は、給与に見合う職能レベルに至らないという理由で、基本給から15%減額するという内容の通知書を B 1 から手渡された。4月22日以降、A 1 は、Y 1 会社に行くことができなくなり、その間 A 1 の夫による自主交渉や、X 1 組合による団体交渉を行っていたが、6月11日に自宅療養を要することを証する医師の診断書を Y 1 会社に提出して医師に診断された5月14日以降は休職の扱いとなった。その後、休職期間が満了する6月14日に就業規則の定めにより解雇された。</p> <p>X 1 組合は、Y 1 会社が A 1 に対して、①職場でのハラスメント防止対策を講じなかったことを認め、謝罪すること、②令和3年4月22日以降、退職(6月14日)までの療養中の賃金等を支払うことを求め、Y 1 会社と団体交渉を2回行った。しかし、話し合いは双方平行線のままで解決に至らなかったため、あっせん申請を行ったもの。</p> <p>2 申請者の主張</p> <p>A 1 は作業中、上司である課長からお尻を触られるなどのセクハラを受けたり、職務能力などに問題があるとして叱責されたりということがあった。</p> <p>令和2年11月2日、A 1 は退職届とハラスメントの報告文書を B 1 に提出したところ、B 1 は A 1 に対し LINE の中で、ハラスメントの実態を認めて謝罪した。</p> <p>令和3年4月20日、A 1 は、給与に見合う職能レベルに至らないという理由で、基本給から15%減額するという内容の通知書を B 1 から手渡された。その際、その通知書に記名押印するように B 1 から言われたが、A 1 は納得できなかったため記名押印はしなかった。</p> <p>その後、A 1 は精神的に追詰められ、Y 1 会社に行くことができなくなった。</p> <p>Y 1 会社との団体交渉を2回実施したが、Y 1 会社は職場でのハラスメント実態を認識しながらその事実を認めず、ハラスメント防止対策について言及することはなかった。Y 1 会社の就業規則にもハラスメント対策の項目はなく、ハラスメント対策研修等も実施していない。</p>		

3 被申請者の主張

X1組合との団体交渉において、A1に対するハラスメントがあったことを確認できるものを提出するようにX1組合に要求しているが、提出されない。

当社は、職人気質の従業員が多いため、日常荒っぽい言葉を使ったり、現場で体を押しついたりといったことがあるのは事実である。今の風潮からすればハラスメントと言われる職場環境にあるのかもしれない。

就業規則にある遵守義務の規定に則り、毎週月曜の朝礼で、安全対策、水分補給などの安全衛生管理について従業員に注意しているが、ハラスメントに対する注意喚起は特に行っていない。ハラスメントの防止策としては、従業員やその上司に、時々声かけを行い、何かあればすぐに相談するように伝えている。

令和2年11月2日、A1から退職届とハラスメントの報告文書が提出された時、退職を慰留するため、LINEの中で、ハラスメントの事実確認をせずにA1に謝罪したが、ハラスメントがあったことを認めたということではない。

A1は他の従業員に対し、1年間だけ勤務するつもりであることを公言しており、失業保険目当てで辞めようとしているのが明らかであった。採用後、半年を過ぎたあたりからA1の勤務態度が変わり、仕事に対するやる気が目に見えて無くなってきていた。

A1は能動的に仕事をしようとせず、清掃業務や片付けばかりを率先して行うことで、給料をもらおうと考えているようであった。また、事務職員や同僚だけでなく、元請けや学校の建設工事で現場が一緒になる他社からも、A1に対する勤務態度や周囲の状況を考えない行動への苦情が寄せられるなど、問題のある社員で社内での扱いに困っていた。

令和3年4月20日の件については、そもそもA1が給料に見合う職能レベルに達していないものの、仕事に対して能動的に動くことがないこと、経験がなく現場に出てA1以上に仕事をしている他の社員より給料が高いままだと社内的にも統制が取れなくなることを勘案し、今のままであれば働きに見合った給料額に減額せざるを得ないということを引き合いに、今後考えを改めてやる気を出してもらいたいという思いで注意喚起をしたつもりであった。このままいけば給料を減額せざるを得ない、という話だけで済ますつもりだったのだが、減額するのであれば書面をすぐに示せ、とA1が要求してきたので、交付するつもりはなかった通知書をやむなく渡したものである。X1組合は、この通知書を以て、給料を不当に減額しようとしたと主張しているが、本意はそこではない。この通知書には日付も入っていないし、本人もサインしていない。

4 あっせんの経緯及び結果

令和3年7月8日 事前調査（申請者）

7月14日 事前調査（被申請者）

9月24日 第1回あっせん

本事件は、ハラスメントの有無についての双方の主張が異なっており、その事実確認が難しい事件であった。また、金銭の支払を求めるX1組合に対し、Y1会社は金銭による解決に否定的であったため、解決に至ることは困難と思われた。しかし、公労使あっせん員の粘り強い説得により、Y1会社からA1の傷病手当金申請に協力するとの提案を引き出したことから、X1組合も譲歩し、事件は解決、終結した。

(2) 令和3年(調)第2号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 2 労働組合
	被申請者 (使用者側)	Y 2 株式会社 (業種) 廃棄物処理業 (従業員数) 33名
申請年月日	令和3年9月17日	
終結年月日	令和3年12月15日 (処理日数 90日)	
終結区分	解決	
あっせん事項	・ 賃金に係わる損益計算書の開示 ・ 掲示板設置について誓約書等を求めることなく、誠実に対応すること ・ 団体交渉を誠実に臨むこと	
あっせん員	清水立茂(公)、太田美乃里(労)、白川憲一(使)	
1 事件の概要		
<p>X 2 労働組合(以下「X 2 組合」という。)及びY 2 株式会社(以下「Y 2 会社」という。)は「平成31年(不)第1号不当労働行為救済申立事件」において、令和2年12月15日付で和解協定書を締結している。</p> <p>令和2年12月15日付和解協定書において「賃金等基本的労働条件を議題とする団体交渉にあっては、乙(Y 2 会社)は会社の方針や基礎資料をできるだけ明らかにするなど丁寧な説明を行い、団体交渉を実あるものとするように努める。」旨が協定された。令和3年2月15日、X 2 組合は、Y 2 会社に損益計算書の開示を要求した。Y 2 会社は「開示を要求する合理的な理由の説明があれば、開示の可否について検討する」旨を回答した。以後同様のやり取りが主に書面によって行われたが、Y 2 会社から損益計算書の開示がなされなかった。</p> <p>また、令和2年12月30日、X 2 組合からY 2 会社に対し、掲示板の設置の場所及びサイズについて要求がなされ、その回答として会社側は「誹謗中傷の禁止等違反した場合には、会社が掲示板を撤去できることの誓約書」の提出等を提案した。その後、X 2 組合からY 2 会社に対して、掲示板設置協定書案が提示され、以後協定書の内容について書面での調整が行われたが、協定書案中の条項や協定する当事者の組合名称をめぐりX 2 組合・Y 2 会社間の意見が対立し、調整が行き詰まってしまった。</p> <p>さらに、令和3年4月21日、X 2 組合は、団体交渉において、査定導入に関する過去のX 2 組合・Y 2 会社間の協議内容について、当時の組合員等に聞き取りを行い、その結果をY 2 会社に回答することとし、令和3年5月21日、過去の協議内容についての記録及び組合員の認識がない旨を回答した。ところが、令和3年6月4日、Y 2 会社は、上記の査定導入に関する過去の協議内容について、当時、査定導入の説明がX 2 組合に対してなされたのかどうか等を確認するため改めて回答を行うようX 2 組合へ要求した。以後、X 2 組合は、既に5月21日に書面で回答している旨を主張し、一方、会社は、回答を行うように複数回、X 2 組合に要求した。X 2 組合は、書面で回答したものを回答として認めないようなY 2 会社の対応は不誠実であるとした。</p> <p>以上のことから、X 2 組合はY 2 会社に和解事項の履行と誠実な対応を求め、あっせん申請を行った。</p>		
2 申請者の主張		
<p>令和2年12月15日付和解協定書には「賃金等基本的労働条件を議題とする団体交渉にあっては、乙(Y 2 会社)は会社の方針や基礎資料をできるだけ明らかにするなど丁寧な説明を行い、団体交渉を実あるものとするように努める。」旨の記載があるにも関わらず、Y 2 会社は損益計算書の開示に応じない。要求する開示の範囲はY 2 会社の一般管理費の全部分で、開示を要求する目的は、Y 2 会社から提案された新賃金規程案の減額部分の根拠を確認するためである</p> <p>掲示板の設置を会社側に要求した際に、「誹謗中傷の禁止等に違反した場合にはY 2 会社が掲示物を撤去できる」旨の誓約書の提出を求められたが、そのような要求は不誠実である。その後、X 2 組合側から掲示板設置協定書案を提案した。しかし、Y 2 会社は、協定する当事者の組合名称について、会社が認識している組合名称と異なることを指摘し、会社認識の組合名称に変更するように要求してきた。</p> <p>令和3年4月21日の団体交渉においてY 2 会社から提出を求められた「平成13年当時</p>		

の査定導入のやりとりについての組合員からの聞き取り書面」について、X2組合は5月21日に書面で回答したにもかかわらず、Y2会社から再三再度の提出を求められており、X2組合の回答を回答として認めないような不誠実な対応がなされている。

3 被申請者の主張

損益計算書の開示について、X2組合から提出された要求書等には、具体的な開示理由や目的等が明確に記載されていなかった。Y2会社では定款上、経営資料を開示するためには取締役会の承認が必要となっており、開示理由や目的等が不明瞭な状態では取締役会において説明することも出来ない。開示の可否について、取締役会で検討するためにも、まずはX2組合から開示の理由や目的について具体的な説明が必要である。

X2組合の主張するような誓約書等の提出については、あくまで、X2組合の要求に対する、会社側の提案として示したにすぎず、当初の提案以降、話題としていない。X2組合側は掲示板設置協定書の締結こだわっているが、Y2会社としては、掲示板を設置すること自体については問題無いと考えている。ただ、何の運用ルールもなく掲示板をX2組合が利用した場合、新たな紛争の火種になる可能性があることを懸念している。掲示板設置後、運用ルールを団体交渉で決定し、その後、掲示板利用を開始するということであれば会社としては全く問題無い。組合名称については、平成29年のX2組合からの団体交渉申込書の文中に記載がある組合名称を、正式な組合名称であると認識している。正式な組合名称での協定を求めているにすぎないものである。

当時Y2会社からX2組合に対して査定導入についての話が有ったのか無かったのか。あったとすれば、X2組合として、査定導入に同意したのか、どういう認識であったのかを確認したい。

4 あっせんの経緯及び結果

令和3年9月15日 事前調査（申請者）
10月13日 事前調査（被申請者）
12月15日 第1回あっせん

本事件は、労使ともに相手への不信感が強く、調整が難しい事件であり、解決に至ることは困難と思われた。公労使あっせん員から前向きな検討を双方に依頼し、調整を行った結果、掲示板を設置することについて会社側の譲歩を引き出し、事件は解決、終結した。

第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件

1 概況

個別労働紛争の解決の促進に関する法律に規定するあっせん事件について、令和3年の取扱状況は、次のとおりである。

(1) あっせん事件取扱件数

令和3年の取扱件数は2件であり、すべて新規係属事件である。

(2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況

新規係属の2件は、いずれも労働者からの申請によるものである。

あっせん事項別では、「解雇」、「その他経営または人事」「賃金減額」「その他」がそれぞれ1件ずつであった。

産業別では、卸売業・小売業1件、郵便業が1件であった。

(3) 終結状況

係属事件2件については、2件とも終結となった。

(4) 終結事件処理日数

終結事件の延べ処理日数は83日で、平均処理日数は41.5日であった。

個別労働関係紛争のあっせん事件申請及び取扱件数

区分	年										
	H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	計
新規申請	3	2	3	1	1	2		2	1	2	17
前年からの繰越(あっせん)	1	1					1		1		-
取扱件数	4	3	3	1	1	2	1	2	2	2	-

申請者別申請件数

区分	年										
	H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	計
労働者申請	3	2	3	1	1	2		2	1	2	17
使用者申請											0
双方申請											0
合計	3	2	3	1	1	2	0	2	1	2	17

あっせん事項別申請件数

区分	年										計
	H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	
新規申請件数	3	2	3	1	1	2	0	2	1	2	17
経営または人事	3	4	2	1	0	4	0	3	1	2	20
解雇	3	2	2	1		1		1		1	11
配置転換、出向・転籍		2									2
復職						1					1
退職						1					1
勤務延長、再雇用											0
その他経営または人事						1		2	1	1	5
賃金等	3	1	1	0	1	0	0	1	0	1	8
賃金未払い		1	1								2
賃金増額											0
賃金減額	1							1		1	3
一時金					1						1
退職一時金	1										1
解雇手当											0
諸手当	1										1
その他賃金											0
労働条件等	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	3
年次有給休暇			1								1
時間外労働											0
安全・衛生											0
労働保険											0
その他の労働条件等								1	1		2
職場の人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
セクハラ											0
嫌がらせ									1		1
その他	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	4
その他	1		1			1				1	4
総計	7	5	5	1	1	5	0	5	3	4	36

注) 件数は、1件あたり複数の項目があるため、申請件数とは一致しない。

産業別申請件数

区分	年										計
	H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	
< 農 業 >											0
< 建 設 業 >											0
< 製 造 業 >	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
食 料 品 製 造 業											0
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業											0
印 刷 ・ 同 関 連 業											0
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	1										1
そ の 他 の 製 造 業											0
< 情 報 通 信 業 >	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
通 信 業				1	1						2
< 運 輸 業 ・ 郵 便 業 >	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	4
道 路 旅 客 運 送 業						1					1
道 路 貨 物 運 送 業		1				1					2
郵 便 業										1	1
< 卸 売 業 ・ 小 売 業 >	1	1								1	3
< 金 融 業 ・ 保 険 業 >											0
< 不 動 産 業 >											0
< 宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業 >	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
宿 泊 業	1										1
飲 食 店			1								1
< 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 >	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
美 容 業											0
娛 楽 業			1								1
< 教 育 ・ 学 習 支 援 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学 習 塾											0
< 医 療 ・ 福 祉 >	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
医 療 業								2			2
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業											0
< サ ー ビ ス 業 >	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
自 動 車 整 備 業											0
労 働 者 派 遣 業											0
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業									1		1
そ の 他 の サ ー ビ ス 業			1								1
合 計	3	2	3	1	1	2	0	2	1	2	17

終結状況・解決率

区分	年										
	H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	計
解 決	1	3	1	1			1	1			8
打 切 り			1			1			2	2	6
取 下 げ	2		1								3
不 開 始					1						1
合 計	3	3	3	1	1	1	1	1	2	2	18
解 決 率 (%)	100.0	100.0	50.0	100.0	-	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	57.1

注1) 解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解 決 件 数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2) 令和元年（平成31年）から、被申請者があっせんに応じなかった場合は、不参加による打切りに計上。

終結事件処理日数

区分	年										
	H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	計
11 日 以 下	2										2
11 ~ 20 日											0
21 ~ 30 日		1	2		1						4
31 ~ 60 日	1	2	1	1		1			1	2	9
61 ~ 90 日								1	1		2
91 日 以 上							1				1
件 数 計	3	3	3	1	1	1	1	1	2	2	18
延 べ 処 理 日 数	62	114	88	40	30	59	118	66	122	83	782
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	20.7	38.0	29.3	40.0	30.0	59.0	118.0	66.0	61.0	41.5	43.4

2 個別労働関係紛争事件調整状況一覧表

NO	事件番号	申請者	申請年月日	業種	あつせん事項	あつせん員 (公) (労) (使)	調整経過	終結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	令和3年 (個) 第1号	労	3.3.2	卸売業 小売業	・雇い止めの撤回 ・解決金の支払い	鈴木 新宮 熊埜御堂	3.3.24 事前調査(申請者) 3.3.24 事前調査(被申請者)	3.4.13	43	打切り (不参加)	安藤 都甲
2	令和3年 (個) 第2号	労	3.11.15	郵便業	・人事評定の修正 ・評定の修正に伴う 年末手当、基本給 で生じた賃金の差 額の支払い	深田 新宮 兒玉	3.11.17 事前調査(申請者) 3.11.25 事前調査(被申請者) 3.12.1 事前調査(申請者) 3.12.1 事前調査(被申請者)	3.12.24	40	打切り (不参加)	大里 安藤

注) 処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

3 事件の概要

(1) 令和3年(個)第1号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 1
	被申請者 (使用者側)	有限会社Y 1 (業種) 卸売業・小売業 (従業員数) 6名
申請年月日	令和3年3月2日	
終結年月日	令和3年4月13日 (処理日数 43日)	
終結区分	打切り	
あっせん事項	<ul style="list-style-type: none"> ・雇止めの撤回 ・解決金の支払 	
あっせん員	鈴木芳明(公)、新宮高志(労)、熊埜御堂康昭(使)	
<p>1 事件の概要</p> <p>X 1は令和元年10月に有限会社Y 1(以下「Y 1会社」という。)にパートとして採用された。当初の勤務条件は1日5時間、月15日勤務であり、期間の定めはなかった。</p> <p>令和2年5月、X 1は「コロナの関係」とのことで、突然勤務日数を週1～2日に減らされた。さらに同年7月には、「コロナの影響による業務不振」を理由に、今後は雇用期間を2～3か月更新とする旨が記載された雇用条件通知書を手渡され、以降有期雇用となってしまった。同年9月、現在の契約が切れる10月20日で契約を終了し、更新しない旨の雇用契約終了予告通知書を渡され、10月20日付けで退職するようにと言い渡された。7月に有期雇用になった際に、契約更新せずに退職となった場合は給料の1か月分を支払うという話を聞いていたが、支払がなかったため、三回にわたり支払の督促をおこなったが、Y 1会社からは何の回答もなかったことから、雇止めの撤回と解決金の支払を求め、あっせん申請を行ったもの。</p> <p>2 申請者の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初、期間の定めがなかったにもかかわらず、突然有期雇用に変更された。その理由についても、コロナの影響による業績不振という説明しかなかった。当時テナントの売上はコロナ前とさほど変わっていないので、納得がいかなかったため、書類に印鑑を押さなかった。 ・Y 1会社の都合で契約更新がなく退職となった場合には1か月分の手当を支払うという約束であり、この手当は社長側から支払うといったもので、こちらが支払ってくれと頼んだものではない。にもかかわらず、退職後、これまで3回督促したものの、すべて無視されており、未だに支払ってもらえていない。 ・契約更新がなかった理由も、コロナの影響による業績不振に伴う業務縮小という説明しか受けておらず、こちらについても納得がいかない。 ・休業支援金の申請もY 1会社が協力しないので、自身で労働局へ提出、支払を受けているが、Y 1会社が8月分は申請者の都合で休んでいると虚偽の申請をしたため、一時的に支給されないことがあった。 ・そもそも有期雇用への条件変更に応じたわけではないので、雇止めに撤回してもらいたい。雇止めの撤回が無理なのであれば、せめて支払うと言っていた手当金を解決金として支払ってもらいたい。 <p>3 被申請者の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・X 1は、勤務態度に問題があり、出勤できない日も多かったため、従業員の休みの穴埋めにならないことから、Y 1会社はX 1を雇用したために更にもうひとりパートを 		

雇用する羽目になった。

- ・ X 1 の勤務態度については、口頭での注意を重ねていたが、改善が見られないので文書での注意を行ったところ、その文書を破り捨てられた。
- ・ 有期雇用の変更は、テナントは順調でも全店舗で見れば売上げの減少があったため、X 1 以外のパートについても全員有期雇用への条件変更を行っている。
- ・ X 1 に1か月分の手当を支払うと言ったのは、7月の労働条件変更時に、7月中に辞めた場合の解雇予告手当見合いの額を支払うという話。期間満了までいた場合に支払うという話はしていない。
- ・ 店を完全に閉めたわけではないので、不正受給を疑われがちな雇用助成金等は申請していなかったが、X 1 が国に直接支援金の請求をするのであれば協力はした。支援金の請求はこちらに無断でX 1 が行ったものであり、自身の都合で出勤できなかった日も出勤調整のように申請して給付を受けるのはいかなものかと考えている。
- ・ X 1 は10月に年休消化で出勤もせずに賃金を受け取っており、さらに国の休業支援金まで支給されているのだから、必要なものはすべて給付されているはずだ。X 1 に解決金などを支払うつもりはない。
- ・ 以上のことから、あっせんに参加しても、Y 1 会社側が歩み寄れる条件がないため、あっせんには参加しない。

4 あっせんの経緯及び結果

令和3年3月24日 事前調査（申請者）

3月24日 事前調査（被申請者）

3月25日 不参加の回答（被申請者）

4月6日 あっせん員協議により使側あっせん員による説得を行うことを決定、被申請者と日程調整

4月9日 被申請者側からあっせん員による説得も拒否するとの回答

4月13日 あっせん員協議により打ち切りを決定

Y 1 会社から調査後すぐに不参加の回答があった。あっせん員間で協議を行い、使用者側のあっせん員によるY 1 会社の説得を試みるも、Y 1 会社はあっせん員が説得に訪れること自体を頑なに拒否したことから、あっせん員間で再協議の上、Y 1 会社の不参加の意思は固く説得も困難であると判断、あっせんの打ち切りを決定した。

(2) 令和3年(個)第2号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 2
	被申請者 (使用者側)	Y 2株式会社 (業種) 郵便業 (従業員数) 22, 122名
申請年月日		令和3年11月15日
終結年月日		令和3年12月24日 (処理日数 40日)
終結区分		打切り
あっせん事項		<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度の人事評価の修正 ・評価の修正に伴う年末手当、査定に基づく基本給で生じた賃金の差額の支払い
あっせん員		深田茂人(公)、新宮高志(労)、兒玉雅紀(使)
<p>1 事件の概要</p> <p>X 2はY 2株式会社(以下「Y 2会社」という。)に平成27年4月に採用され、Z 2事業所に配属されている。</p> <p>Y 2会社では、毎年人事評価を実施しており、人事評価の結果は、結果を公表した年の年末手当とその翌年度の基本給の査定の基礎とされる。人事評価の中で、大項目「ア」と「イ」はいくつかの小項目で構成されている。反映方法については、小項目毎に「◎、○、△」で評価され、小項目の全てが「◎」の場合は「◎」、ひとつでも「△」があれば「○」、「△」の付いた小項目が特定のものである場合は他が全て「◎」であっても「△」となる。本人評価と複数人による使用者評価を行い、最終的に人事評価は5段階(A、B、C、D、E)で評価される制度となっている。</p> <p>令和2年6月、申請者は2019年度の人事評価結果の通知を受けたが、不服申立てをしなかったことから、評価はそのまま確定し、給与にも反映された。</p> <p>令和3年6月、申請者が2020年度の人事評価結果の通知を受けた際、2019年度と同じ評価結果であったため、期限内(公表から15日以内)に5項目を対象とする不服申立てを行った。2019年度と2020年度の人事評価は、同一人物が行っていた。</p> <p>申請者が行った2020年度人事評価不服申立てについて、Z 2事業所から通知があり、「△」の評価であった「ア」のコンプライアンス関連の小項目については、Z 2事業所の段階で誤りを認め、「○」に修正したとのことであった。他に修正されなかった3項目について、納得がいかなかったX 2は期限内に不服申立てを行い、再審査されることになった。</p> <p>X 2からY 2会社へ電話で「2019年度の人事評価についても同じ人物が行っているのに誤りがあるのではないか。不服申立てをしたい」旨を伝えたが、Y 2会社からは「不服申立ての期日(結果の通知から15日以内)を過ぎているので申立ては受けられない」との返答であった。このためX 2は2019年度の人事評価の修正及び修正に伴う年末手当、査定に基づく基本給で生じた賃金の差額の支払いを求めて、あっせん申請を行った。</p> <p>X 2は、同一人物がした全く同じ評価が2020年度は見直しのうえ修正された事実(大項目「ア」の小項目であるコンプライアンス関連の項目が「△」から「○」に修正)を以て、2019年度の内容も同様に「△」から「○」に修正されるべきであると主張していた。</p> <p>この主張について、被申請者側調査でのY 2会社の主張と齟齬が生じたことから、2回目の申請者側調査と使用者側調査を実施した。その結果、2019年度に「△」であったのは、大項目「ア」ではなく、「イ」の小項目であることが判明した。実際には「ア」の評価は2019年度「○」・2020年度「△」(前述のとおり、のちに「○」に修</p>		

正)、逆に「イ」の評価は2019年度「△」・2020年度「○」で、もともと2019年度と2020年度では異なる評価となっていたが、X2は大項目が違っても、小項目はコンプライアンスに関する内容であるため同じ評価方法をしているはずだと主張しあっせんを続けることを望んだため、あっせんを継続することになった。

2 申請者の主張

2019年度の人事評価結果について、働き方が変わらないにもかかわらず2018年度の評価から1ランク下がった評価を受けた。結果について納得がいかなかったが、当時はまだ人事評価制度についての詳細や不服申立制度をよく知らなかったため、不服申立てをしなかった。

2020年度の人事評価について、不服申立ての結果、見直しのうえ修正された事実(大項目「ア」の小項目であるコンプライアンス関連の項目が「△」から「○」に修正)を以て、当時の同じ上司が同じ評価をしている2019年度も同様に「△」から「○」に修正されるべきである。

あっせん申請書の中で主張しているコンプライアンス関連項目とは、大項目「ア」の小項目ではなく、大項目「イ」の小項目のことである。人事関係の資料は外部に見せられないため、説明が難しく省略しているが、「ア」も、「イ」も、「△」が付いているのはコンプライアンス関連の項目であり、評価の仕方は同じである。当時の同じ上司が評価をしているので、「イ」の方の評価も間違っているはずである。人事評価をした当時の上司の評価は恣意的で信用できない。

Y2会社の評価基準によれば、コンプライアンスに関する特定の小項目に抵触すれば、大概、始末書・顛末書を提出させられ、人事記録に残される等の措置がなされる。2019年度の記録を調べれば、自分の評価は「△」に当たらないということが立証されるはずである。2019年度において、コンプライアンスに関する特定の小項目に該当するような行為は身に覚えがない。

3 被申請者の主張

人事評価については、公平を期すため一人だけの評価ではなく、複数人での評価を行っている。

2020年度の人事評価について、X2から3項目について再審査請求があった、Z2事業所による不服申立て審査で、大項目「ア」の中のコンプライアンス関連の小項目が「△」から「○」に見直された。これは、同項目の申請者の評価の中で、コンプライアンス上の問題がなかったこと、クレームの状況等をトータル的に考え、クレームは多いがコンプライアンス上は問題ないと判断で再評価したものである。

2019年度人事評価について、15日以内に不服申立てがなかった時点で、X2は同意したということで評価が確定、査定に反映される。不服申立てができることは、成績開示の際に必ず伝えるよう管理職向けの通知に記載しており、職員にはチラシで周知している。

人事評価について、X2の認識が根本的に間違っている。特定の項目に該当があれば「△」になり、例え他は全部「◎」でも大項目は「△」となる。X2は該当しないと言っているが、大きなペナルティ(始末書、顛末書の提出や懲戒処分など)はなくても、年間を通して行動の中で反省がない、ミスが多い、といったことの蓄積で「△」になる可能性はある。小さいことの積み重ねも反映される。実際に2019年度、管理者は頻繁にX2に注意や指導を行っていたという記録も残っている。

人事評価自体の手続きには会社側の瑕疵はないと考えており、X2の希望する再調査は実施しないが、評価内容に対する説明は今後も丁寧に行っていきたいと考えている。

4 あっせんの経緯及び結果

令和3年11月17日 事前調査（申請者、1回目）
11月25日 事前調査（被申請者、1回目）
12月1日 事前調査（申請者、2回目）
12月1日 事前調査（被申請者、2回目、電話による聞き取り）
12月24日 不参加の回答（被申請者）
12月24日 あっせん員による電話協議により打ち切りを決定

令和3年12月24日、Y2会社からあっせんに参加しない旨の回答があった。これを受け、あっせん員間であっせん打ち切りについての電話協議を行った。

Y2会社は、事前調査でX2との認識の違いが明らかになって以降、X2に対し十分な説明を行っており、今後もX2に説明をしながら自主交渉により解決を図っていくという前向きな姿勢がみられることから、今回はあっせん員による説得は必要ないとのことで全員意見が一致、あっせん員はあっせんの打ち切りを決定し、あっせんは終結した。

第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査

1 争議行為予告

労働関係調整法第37条による公益事業の争議行為予告は42件で、うち当労委が直接受理したものは2件であった。

争議行為予告一覧表

番号	受付 月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
1	2.12	国鉄労働組合	陸上旅客	2021年4月1日以降の賃金引上げ等	中労委
2	2.19	日本航空ユニオン	航 空	2021年度賃上げ等	〃
3	2.24	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	2021年春闘要求	大分労委
4	2.26	全日本建設交通一般労働組合	道路貨物等	2021年春闘等	中労委
5	〃	全日本建設交通一般労働組合全国鉄道本部	陸上旅客	賃金引上げ等	〃
6	〃	長崎バスユニオン	陸上旅客	2021年度賃金等	〃
7	〃	日本航空(株)(相手方:日本航空ユニオン)	航 空	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	〃
8	〃	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	賃金表の改善等	〃
9	3.5	全国電力関連産業労働組合総連合	電 力	2021年春闘	〃
10	〃	エヌ・ティ・ティ労働組合	通 信	賃金改善等	〃
11	〃	全日本港湾労働組合	港 湾	賃金引上げ等	〃
12	〃	全国港湾労働組合連合会	港 湾	労働条件及び産別協定の改定等	〃
13	〃	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2021年春闘要求	〃
14	〃	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	賃金引上げ等	〃
15	〃	日本航空(株)(相手方:日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	〃
16	3.12	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	21年春闘における賃金、臨時給、産業別最低賃金引上げ要求等	〃
17	3.19	長崎私交通労働組合	陸上旅客	2021年度賃金引上げ等	〃
18	3.26	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	賃金・諸手当等の改善等	〃
19	5.14	日本航空ユニオン	航 空	夏期一時金等	〃
20	5.21	日本航空(株)(相手方:日本航空ユニオン)	航 空	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	〃
21	〃	全国港湾労働組合連合会	港 湾	雇用と職域の確保及び産別諸協定の履行	〃
22	5.28	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	夏季一時金等	〃
23	〃	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	夏季一時金等	〃

番号	受付 月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
24	6. 4	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	夏期一時金等	中労委
25	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	〃
26	7. 30	全国港湾労働組合連合会	港 湾	労使協定違反及び産別諸協定の履行等について	〃
27	10. 1	日本航空乗員組合	航 空	既成乗員施策に関する緊急要求	〃
28	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空乗員組合)	航 空	日本航空乗員組合が行う争議行為に対抗	〃
29	10. 15	全日本建設交運一般労働組合	道路貨物等	2021 年冬季一時金闘争	〃
30	10. 19	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	2021 年秋闘統一要求	大分労委
31	10. 22	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	賃金・一時金等	中労委
32	〃	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	賃金表の改善等	〃
33	10. 29	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	年末要求	〃
34	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	〃
35	〃	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金闘争等	〃
36	11. 5	全日本港湾労働組合関西地方本部	港 湾	冬季一時金要求等	〃
37	〃	日本航空ユニオン	航 空	2021 年年末一時金等	〃
38	〃	全日本国立医療労働組合	病 院	2021 年賃金・労働条件改善要求	〃
39	11. 12	日本航空(株) (相手方: 日本航空ユニオン)	航 空	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	〃
40	〃	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	2021 年秋季年末闘争	〃
41	11. 26	長崎バスユニオン	陸上旅客	2021 労働協約改定要求等	〃
42	〃	長崎私交通労働組合	陸上旅客	2021 年労働協約改定	〃

2 労働争議実情調査

労働委員会規則第62条の2に基づく労働争議の実情調査（労働争議が発生するおそれがある状態も含む）のうち、県内に係るものは、前年から繰越したものが2件、令和3年中に争議行為予告があったものが34件で、計36件であった。

労働争議実情調査一覧表

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争議項目	調査 月日	終結 状況	備考
2-1	2.17	全日本建設交運一般労働組合 大分県本部日田支部	2020年春闘及び夏季一時金闘争	3.3	打切り	2-1
2-24	10.20	大分県医療生協労働組合	賃金・一時金等	2.5	解決	2-21
1	2.24	大分県医療生協労働組合	2021年春闘要求	7.6	〃	3
2	〃	宇佐病院労働組合	〃	7.14	〃	3
3	〃	山本病院労働組合	〃	4.2	〃	3
4	2.26	全日本建設交運一般労働組合 大分県本部日田支部	2021年春闘等	9.17	あっせん移行	4
5	〃	大分赤十字病院労働組合	賃金表の改善等	4.1	解決	8
6	3.5	豊後通運労働組合	賃金引上げ等	5.15	〃	14
7	〃	東久大通運労働組合	〃	5.21	〃	14
8	〃	臼杵運送労働組合	〃	5.12	〃	14
9	〃	大分海陸労働組合	〃	4.5	〃	14
10	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	4.1	〃	14
11	〃	大分運輸労働組合	〃	4.21	〃	14
12	〃	江藤運輸労働組合	〃	4.2	〃	14
13	3.12	大分交通労働組合	21年春闘賃金、臨時給要求等	3.23	〃	16
14	〃	大分バス労働組合	〃	3.23	〃	16
15	〃	日田バス労働組合	〃	3.23	〃	16
16	〃	亀の井バス労働組合	〃	3.23	〃	16
17	5.28	豊後通運労働組合	夏季一時金等	7.24	〃	23
18	〃	東久大通運労働組合	〃	8.2	〃	23
19	〃	臼杵運送労働組合	〃	5.28	〃	23
20	〃	大分海陸労働組合	〃	7.1	〃	23
21	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	7.12	〃	23
22	〃	大分運輸労働組合	〃	5.28	〃	23
23	〃	江藤運輸労働組合	〃	6.22	〃	23
24	10.15	全日本建設交運一般労働組合 大分県本部日田支部	2021年冬季一時金闘争	12.28	打切り	29
25	10.19	大分県医療生協労働組合	2021年秋闘統一要求	12.24	繰越	30
26	〃	宇佐病院労働組合	〃	12.28	〃	30

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	調 査 月 日	終 結 状 況	備 考
27	10.19	山本病院労働組合	2021年秋闘統一要求	12.13	解決	30
28	10.22	大分赤十字病院労働組合	賃金表の改善等	11.29	〃	32
29	10.29	豊後通運労働組合	年末一時金闘争等	11.20	〃	35
30	〃	東久大通運労働組合	〃	12.16	〃	35
31	〃	臼杵運送労働組合	〃	11.27	〃	35
32	〃	大分海陸労働組合	〃	10.29	〃	35
33	〃	大分運輸労働組合	〃	11.25	〃	35
34	〃	江藤運輸労働組合	〃	12. 2	〃	35

注) 備考はP33争議行為予告一覧表の番号を記載。

第6章 労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知

第1節 労働相談の概況

当委員会では、労働紛争を未然防止すること及び不当労働行為事件の申立てや労働争議の調整・個別労働関係紛争のあっせんにつながることを目的に、労働相談を実施している。労働相談を通じて、労働委員会の認知度向上を図ることで、制度の活用や労働法令の周知に努めている。

1 労働相談の状況（令和3年1月～12月）

令和3年の相談者数は159名、相談件数は312件であった。

区分		相談者別			内容別												
		労働者	使用者	計	団体交渉	経営・人事				賃金等				労働条件等		その他	計
						解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他		
相談件数	集団	15	5	20	(4)	(1)		(4)	(1)								(10)
	個別	132	7	139		(3)		(1)	(2)	(1)				(1)		(5)	(13)
	計	147	12	159	(4)	(4)		(1)	(6)	(2)				(1)		(5)	(23)
相談方法	来所	47	6	53	(3)	(2)		(1)	(6)	(1)						(1)	(14)
	電話	100	6	106	(1)	(2)				(1)				(1)		(4)	(9)
	その他 Eメール等			0													0
相談のうち、あっせんに至った件数	集団	2		2	1				1				2			4	8
	個別	2		2		1			1	1					1		4

注1) ()内の数値は使用者からの相談分の件数で内数。

注2) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う労働問題等に対応するため、雇用労働政策課や関係機関と連携の下、5月と8月に臨時の集中相談会を下記のとおり開催した。

実施期間

第1回 令和3年5月16日（日）～18日（火）

第2回 令和3年8月24日（火）～26日（木）

2 年別相談件数の推移

相談件数は312件で、前年に比べ101件の増加となった。

区分	H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3
相談件数	423	383	319	251	238	294	320	313	211	312
うち 相談週間	146	144	119	85	72	109	113	96	84	109

第2節 労働相談週間

当委員会では、平成18年度から、労働委員会の特性を活かした紛争解決制度の利用促進を目的に、年2回（10月、2月）「悩まずどんとこい労働相談週間」を実施し、平日夜間及び土日も含め一週間、集中的に労働相談に応じている。

1 実施期間

第1回 令和3年 2月1日（月）～7日（日）
第2回 令和3年 10月1日（金）～7日（木）

2 相談件数等

区分	相談者別			内容別															
	労働者	使用者	計	団体交渉	経営・人事				賃金等				労働条件等		その他	計			
					解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他					
総計	相談件数			59	3	62	2	7	2	0	16	17	0	0	5	7	22	31	109
	相談方法	来所	13	2	15	2	3	1	0	7	5	0	0	0	0	0	10	8	36
		電話	46	1	47	0	4	1	0	9	12	0	0	5	7	12	23	73	
		その他			0														0
第1回	相談件数			32	2	34	2	3	0	0	7	10	0	0	4	4	15	14	59
	相談方法	来所	6	2	8	2	2	0	0	4	3	0	0	0	0	0	7	3	21
		電話	26	0	26	0	1	0	0	3	7	0	0	4	4	8	11	38	
		その他			0														0
第2回	相談件数			27	1	28	0	4	2	0	9	7	0	0	1	3	7	17	50
	相談方法	来所	7	0	7	0	1	1	0	3	2	0	0	0	0	0	3	5	15
		電話	20	1	21	0	3	1	0	6	5	0	0	1	3	4	12	35	
		その他			0														0

注)内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

「悩まずどんとこい労働相談週間」周知のため、関係機関等にリーフレットやチラシを配布するとともに、新聞、テレビ・ラジオ、県・市町村・各種団体等の広報紙・インターネット等による広報を行なった。

○チラシ

労働者・使用者の皆様へ

悩まずどんとこい労働相談週間

大分県労働委員会では、「個別労働紛争処理制度月間(10/1～31)」に併せ、集中相談(常設相談・無料)を開催します。平日夜間や土日も相談可能です(予約なし)お気軽にご利用ください。

なお、平日(9時～17時)であればこの期間以外でも随時相談を受け付けています。

実施期間 令和3年10月1日(金)～10月7日(木)
平日：9時～20時(来所相談の受付は19時まで)
土日：9時～17時(来所相談の受付は16時まで)

○電話相談：097-536-3650
097-506-5251
097-506-5241

○来所相談：大分県労働委員会事務局
(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)
※裏面地図をご参照ください。

解雇・雇止めされた！
賃金を払ってくれない！
無期雇用の申込みを受けたいけど？

パワハラ・セクハラで困っている！
締めさせてくれない！
年次有給休暇がない！

合同労働組から団体交渉を申し込みたい！
年休5日間の計画的付与ってどうすれば？

大分県労働委員会は労働紛争を解決するための県の行政機関です。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、内容に応じて「あっせん」を行った後、適切な機関をご紹介します。

大分県労働委員会の「あっせん」とは…
① あっせん員が労働者及び使用者を働き、お互いの争いを取り除く紛争解決をお手伝いする制度です。
② あっせん員が労働関係の専門家であり、経験豊富な労働法の専門家により構成されています。

○求人情報誌掲載広告

10月1日(金)から10月7日(木)は

悩まずどんとこい労働相談週間

労使紛争を解決するための、県の行政機関である大分県労働委員会があなたの労使トラブルの解決をお手伝いします！
期間中、平日夜間や土・日も受け付けますので、まずは相談を！

対象者 県内に住む若しくはお勤めの労働者及び使用者
特徴 中立公正、無料、秘密厳守、迅速対応、匿名の相談可
内容に応じて労働委員会の「あっせん制度」の利用可

相談方法
電話での相談
電話でのご相談
☆097-536-3650
☆097-506-5251
☆097-506-5241

来所での相談
大分県労働委員会事務局
(県庁舎本館3F 大分市大手町3-1-1)
※裏面地図をご参照ください。

相談時間 平日/9時～20時(来所相談の受付は19時まで)
土日/9時～17時(来所相談の受付は16時まで)
※急ぎの場合は平日(9時～17時)でも、随時相談を受け付けています。

解雇・雇止めされた！
賃金を払ってくれない！
無期雇用の申込みを受けたいけど？

パワハラ・セクハラで困っている！
締めさせてくれない！
年次有給休暇がない！

労働者のトラブル
「悩まずどんとこい」

合同労働組から団体交渉を申し込みたい！
年休5日間の計画的付与ってどうすれば？

～雇用のトラブル～「あっせん」で解決しませんか？

第3節 個別労働紛争処理制度周知月間

全国労働委員会連絡協議会では、平成21年度から、個別労働関係紛争処理制度の利用促進を図ることを目的に、10月を「個別労働紛争処理制度周知月間」として、様々な運動を行っている。本県においても、以下の取組を実施した。

(1) 県広報媒体による周知

・広報紙、新聞、ホームページ、SNS（Facebook）、おんせん県おおいた県民手帳

(2) ポスター・リーフレットの配布

・ポスター（395部）、リーフレット（1,270部）を国（労働局・労基署・ハローワーク）、県、市町村、労働団体（連合大分・県労連・合同労組等）、使用者団体（経営者協会・商工会議所・商工会等）へ配布した。

(3) 広報紙への掲載依頼等

・県以外の広報紙（市町村、商工会議所、商工会連合会、求人情報誌等）

(4) 県内主要労使団体等への訪問

・県内の主要な労働組合、使用者団体及び労働関係公的機関を訪問し、個別労働関係紛争処理制度の周知に努めた。

(5) 「悩まずどんとこい労働相談週間」の実施

・月間中の10月1日（金）～7日（木）に「悩まずどんとこい労働相談週間」を実施。
 ・平日時間外（20時まで）及び土・日も相談に応じ、あっせん等の掘り起しを行うとともに、労働委員会の周知及び制度の活用促進に努めた。

○リーフレット

労働者・事業主のみならずへ
 労働者のトラブルを悩んでいませんか？

ご存じですか？ **労働委員会**

～雇用のトラブル～
 「あっせん」で解決しませんか？

解決

労働者側：賃金未払い、セクハラ、職場でのいじめ、パワーハラ、労働条件、解雇

使用者側：配置転換、賃金切下げ

労働委員会：公益委員、労働者委員、使用者委員

労働問題の専門家でも豊富な。公労使三者の「あっせん員」が労使双方の当事者の主張を聞いて、話し合いによる円満な紛争解決をお手伝いします。

公正中立、費用は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

大分県労働委員会
 〒870-8501 大分市大字町3丁目1-1 県庁舎本館5階
 電話ダイヤル 097-536-3650
 FAX 097-506-1788

労働委員会とは？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、「労働者と使用者との間のトラブルを解決するため」の専門的な都道府県の行政機関です。

公益委員(弁護士等)
 労働者委員
 使用者委員
 労働委員会のイメージ(三者構成)

無料 秘密厳守 で以下の業務を行っています。

労働相談 労働問題についての「疑問・質問・お悩み」など、詳しく伺い、解決に向けたアドバイスを行います。

例えば、
 ●突然解雇された！
 ●賃金を支払ってくれない。
 ●就業規則を変更したい。
 ●有給休暇のことで聞きたいことが…

解決
 他機関を利用
「あっせん制度」を利用

あっせん制度

「個々の労働者と事業主との間」で労働条件などのトラブルが発生した場合、当事者からの申請により「あっせん」を行います。

例えば、
 ●解雇されたが納得がいけない。撤回してほしい。
 ●雇止めをされたが、更新してほしい。
 ●配置転換を命じたが、理由もなく拒否されたので解決したい。

あっせん申請
 事前聞き取り
 あっせん
 解決 打ち切り 取下げ

詳しくは**労働委員会**にお気軽にお問い合わせください
☎ 097-536-3650 相談時間 9:00～17:00(月～金)

第7章 会議及び研修

労働委員会規則第86条の規定により、委員会相互の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、全国又は各地域別に公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が設けられている。

このほか、労働問題の適正妥当な解決、事務処理の迅速化を一層促進するため、全国又は各地域別に公益委員連絡会議、労働者側委員連絡協議会（労委労協）、使用者委員連絡協議会、調整・審査の各主管課長会議等が開催されている。

令和3年中に開催された諸会議等の概要は、次のとおりである。

1 全国会議

(1) 全国労働委員会会長・事務局長連絡会議

6月10～11日に長崎県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催中止となった。

(2) 全労委使用者委員連絡会議幹事会

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和3年4月19日

②場 所 WEB開催

③議 題

ア 第4回応用研修会のアンケート結果

イ 2021年度の活動（使用者委員基礎研修、使用者委員連絡会議総会・応用研修、情報交換・交流、全労委使用者委員連絡会議ニュース9月号以降の誌面のあり方）

①期 日 令和3年7月9日

②場 所 WEB開催

③議 題

ア 第23回全労委使用者委員連絡会議総会での応用研修について

イ 第76回全労委連絡協議会総会への対応について

ウ 9月全労委研修会について（合同研修、使側基礎研修）

エ 中労委、都道府県労委委員の情報交換・交流について

オ 全労委使用者委員連絡会議ニュースについて

①期 日 令和3年11月17日

②場 所 WEB開催

③議 題

ア 第22回全労委使用者委員連絡会議総会で報告・審議いただく議題の確認（2021年度活動報告（案）、2022年度活動方針（案）、2022年度年間スケジュール案、第76回全労委連絡協議会総会における発言要旨の確認、2022年度全労委使用者委員連絡会議・幹事会の体制（案））

イ 第21回全労委使用者委員基礎研修アンケート結果について

ウ 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について

エ 労働協約の地域的拡張適用について

(3) 公労使委員合同研修

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和3年9月2日（全体研修）

令和3年9月3日（独自研修）

②場 所 （全体研修） WEB研修「大分県庁舎本館3F 32会議室」

（公益委員研修） WEB開催

（労働者委員研修） WEB開催

（第21回全労委使用者委員基礎研修会） WEB開催

③内 容

・全体研修

ア 講演 「労働委員会について－歴史・現状・課題－」

講師 中央労働委員会会長 岩村 正彦 氏

- イ 講演 「労働法の基礎」
講師 中央労働委員会公益委員 小西 康之 氏
- ウ 事例検討1（調整関係 兵庫県）
事例検討2（審査関係 熊本県）
- ・公益委員研修
 - ア 審査実務研修「事例研究（1事例）」
 - イ 和解実務研修「事例研究（1事例）」
 - ウ 調整実務研修「労働組合法上の使用者概念」
講師 早稲田大学法学学術院大学院法務研究科教授 島田 陽一 氏
- ・労働者委員研修
 - ア 講演 「不当労働行為救済制度」
講師 弁護士 宮里 邦雄 氏
 - イ 講演 「個別的労働紛争解決」－パート・有期雇用労働法、労働者派遣法、個別労働紛争解決促進法－
講師 弁護士 徳住 堅治 氏
- ・第21回全労委使用者委員基礎研修会
 - ア 講演 「労組法7条の概説と不当労働行為制度の概要」
講師 太田・石井法律事務所弁護士（経営法曹会議事務局長） 石井 妙子 氏
 - イ 講演 「使用者委員の役割（中労委における審査経験から）」
講師 中央労働委員会使用者委員 長崎 文康氏
 - ウ 講演 「使用者委員として知っておくべき判例・命令」
講師 元中央労働委員会事務局審査統括官 池田 稔 氏

（４）第76回全国労働委員会連絡協議会総会

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和3年11月18日～19日

②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」

③内 容

11月18日

議 題

ア 労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて－経験又は見解の交流－
（九州ブロック公労使提案）

11月19日

議 題

イ 労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について－経験又は見解の交流－（北海道・東北ブロック公労使提案）

ウ 被申請者のあっせん不応諾に対する説得について－経験又は見解の交流－
（中部ブロック公労使提案）

講 演

エ 演 題 「雇用類似の働き方と労使関係」

講 師 東洋大学名誉教授（元中央労働委員会会長代理） 鎌田 耕一 氏

（５）公労使委員個別紛争専門研修

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和3年12月6日～7日

②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」

③内 容

12月6日

ア 講 演 「労働関係法令の改正等の動向」

講 師 慶應義塾大学法科大学院教授 両角 道代 氏

イ 講 演 「裁判例の動向－近年の裁判例にみる特徴」

講 師 明治大学法科大学院教授 野川 忍 氏

12月7日

ア 事例発表「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例発表」（宮城県、鳥取県、佐賀県）

イ スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換（少人数によるグループディスカッション）

テーマ1「発表事例についての意見交換」

テーマ2「個別労働紛争処理にまつわる意見交換」

(6) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和3年11月25日

②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」

③議 題

ア 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した調査・審問の実施に係る取組と課題（ウェブ会議による調査の実施、審問の公開における配慮を含む）

報告（北海道、東京都、福岡県）

イ 資格審査を巡る諸課題（東京都、宮城県）

ウ 押印廃止の実務への影響（大阪府）

エ 報告事項

「労働協約の地域的拡張適用の決定」

「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の設置」

(7) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和3年11月25日

②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」

③議 題

ア 中労委事務局説明

a 調整業務の運営について

イ 都道府県労働委員会からの事例報告

a 労働争議調整事件における事例（神奈川県）

b 個別労働紛争事件における事例（北海道）

ウ 都道府県労働委員会からの業務報告

「委員・職員の資質の維持、向上の取組」（青森県、石川県、長崎県）

2 九州地区会議

(1) 九州労働委員会会長・事務局長会議

◎ 会長会議

4月22日に熊本県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催となった。

①期 日 書面開催

②議 題（回答集約配布）

ア 職場に成立した労働組合単位で合同労組に加入した場合の支配介入について（熊本県）

イ 集団あっせんに係るあっせん案の合意後における、あっせん当事組合の組合員からの訴訟提起リスクの回避措置について（熊本県）

◎ 事務局長会議

熊本県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面決議及び回答の集約配布となった。

①期 日 書面決議（議題ア、イ）、回答集約配布（議題ウ、エ）

②議 題

ア 令和2年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について（長崎県（幹事県））

イ 令和3年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について（長崎県（幹事県））

ウ ウェブ会議への対応状況及び課題等について（情報交換）

エ 労働委員会が行う個別労働紛争に関するあっせん等に係る認知度向上の取組について（情報交換）（熊本県）

（2）第88回九州労働委員会連絡協議会

鹿児島県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和3年5月14日

②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」

③研修会（講演）

演 題 「正規雇用と非正規雇用の労働条件の格差」

講 師 千葉大学大学院社会科学研究院教授（中央労働委員会東日本区域地方調整委員） 皆川 宏之 氏

④本会議

報告事項

「全労委運営委員会の結果について」（長崎県）

議 題

ア 労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて（長崎県）

イ 不当労働行為審査事件における和解促進の取組について（鹿児島県）

ウ 第76回全国労働委員会連絡協議会総会への議題提案について（長崎県）

（3）九州労働委員会公益委員連絡会議

宮崎県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和3年10月21日

②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」

③議 題

ア 正当な組合活動の範囲について（宮崎県）

④講 演

演 題 「フリーランサーの労働者性について」

講 師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員会委員長（千葉大学大学院社会科学研究院教授） 皆川 宏之 氏

（4）2021年九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会

①期 日 令和3年3月29日～30日

②場 所 鹿児島市「九州労働金庫鹿児島県本部5F大ホール」

③協議事項

ア 2021年九ブロ労委労協総会の運営及び提案方針等について

イ 研修会（九ブロ労委労協総会）テーマについて

ウ 各県労委の特徴的事案に関わる情報交換と意見交流

④命令研究会

演 題 「団体交渉拒否（労組法第7条2号）に関する重要判例・命令紹介」

講 師 東京共同法律事務所弁護士 宮里 邦雄 氏

（5）2021年九州ブロック労委労協総会・研修会

鹿児島県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和3年5月12日～13日

②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」

③議 題

ア 2020年度活動経過・会計決算報告・会計監査報告について

イ 2021年度取組（案）・予算（案）・役員体制（案）について

ウ 各県情報交換

④研修会

演 題 「コロナ禍における労働問題」

講 師 旬報法律事務所弁護士 徳住 堅治 氏

（6）2021年九州ブロック労委労協第1回幹事会

福岡県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和3年8月31日

②場 所 WEB開催

③内 容

「報告事項」

- ア 2021年九プロ労委労協総会・研修会について（3.5.12、13）
- イ 第88回九州労働委員会連絡協議会について（3.5.14）
- ウ 2021年度全国労委労協第2回幹事会（3.7.9）

「協議事項・確認事項」

- ア 第76回全国労働委員会連絡協議会総会議題への対応について
- イ 第64回労委労協総会について（3.11.18）
- ウ 命令研究会（第2回幹事会<熊本県開催>）の実施について
- エ 2022年九プロ労委労協総会・研修会について

（7）九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議

- ①期 日 令和3年3月18日～19日
- ②場 所 佐賀市「ホテルニューオータニ佐賀」
- ③議 事
 - ア 全労委運営委員会の報告
 - イ 令和3年度九州地区労働委員会使用者委員研修会について
 - ウ 各県における審査・調整・個別あっせん事件について（意見・情報交換）

（8）九州地区労働委員会使用者委員研修会

9月16日、17日に熊本県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、翌年に延期となった。

（9）九州労働委員会事務局課長会議

大分県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

- ①期 日 令和3年9月2日
- ②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」
- ③議 題
 - ア 令和4年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）（長崎県）
 - イ 令和4年度以降の研修会等について（協議）（長崎県）
 - ウ 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について（協議）（長崎県）
 - エ 令和4年度調査研究会議の研修内容等について（協議）（大分県）
 - オ 労働委員会事務のデジタル化について（情報交換）（長崎県）
 - カ 事件の処理におけるウェブ会議等の利用状況について（情報交換）（佐賀県）
 - キ 個別あっせんの対象として除外している紛争事案について（情報交換）（熊本県）
 - ク 労働者委員の系統別選任状況について（情報交換）（宮崎県）
 - ケ 労働委員会制度の周知，広報における外国語翻訳等による外国人労働者への支援について（情報交換）（鹿児島県）
 - コ あっせん期日が定まらない場合の取扱いについて（情報交換）（沖縄県）
 - サ 単位労働組合への諸制度の周知について（情報交換）（大分県）

（10）令和2年度九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門）

1月21日、22日に沖縄県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催となった。

- ①期 日 書面開催
- ②議題検討（回答集約配布）
 - ア 審査手続における証人等の採否について（福岡県）
 - イ 使用者向け広報の実施状況について（資料交換）（福岡県）
 - ウ 個別労働関係紛争のあっせんの申請者及び被申請者の口外禁止について（佐賀県）
 - オ 在宅勤務時の事件資料の取扱いについて（情報交換）（長崎県）
 - カ 当事者から提出される書面等の收受方法、相手方当事者への転送等について（熊本県）
 - キ 不当労働行為救済申立て事件審査係属中の争議行為予告の実情調査について（大分県）
 - ク 業務中の交通事故に対する損害賠償に関するあっせんについて（資料交換）（宮崎県）

- ケ 市労連交渉に係る不当労働行為の救済申立てについて（鹿児島県）
- コ あっせんの開催方法において当事者の希望が対面、非対面で分かれた場合の対応について（沖縄県）
- サ 労働委員会への電子メールを利用した主張書面等の提出について（沖縄県）

③研修会（1月22日予定分開催中止）

3 研究・研修

労働委員会関係実務の処理に要求される知識の涵養を図るため、委員、事務局職員及び労働関係職員を対象に委員研究会や公労使委員研修を開催している。また、全国で行われる各種専門研修へ参加している。

（1）第85回委員研究会

新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB研修となった。

- ①期 日 令和3年3月9日
- ②場 所 WEB研修「大分県労委審問室」
- ③出席者 委員、事務局職員、その他
- ④講 演
演 題 「同一労働同一賃金 － 令和2年最高裁5判決／パート・有期法8条」
講 師 同志社大学法学部・大学院法学研究科教授 土田 道夫 氏

（2）第86回委員研究会

新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB研修の併用となった。

- ①期 日 令和3年9月14日
- ②場 所 WEB研修「大分県労委審問室」
- ③出席者 委員、事務局職員
- ④講 演
演 題 「コロナ禍の県内企業倒産の傾向」
講 師 株式会社東京商工リサーチ大分支店調査部リーダー 後藤 晶宏 氏

（3）公労使委員研修

- ①令和3年6月8日総会時 藤野 久信 使用者委員
テーマ「令和3年度新規学卒者採用等に関する調査結果」
- ②令和3年7月27日総会時 佐藤 寛人 労働者委員
テーマ「2021年春季生活闘争の状況について」
- ③令和3年10月26日総会時 深田 茂人 会長
テーマ「労働組合の資格審査」
- ④令和3年11月24日総会時 清水 立茂 公益委員
テーマ「長時間労働と安全配慮義務違反」
- ⑤令和3年12月14日総会時 兒玉 雅紀 使用者委員
テーマ「キャッシュレス化へ動き出す日本 ～ところどころに労働問題を交えて～」

（4）委員人権研修

新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB研修の併用となった。

- ①期 日 令和3年8月24日
- ②場 所 WEB研修「大分県労委審問室」
- ③講 演
講 義 「コロナ禍の中・改めて人権を考える」
講 師 大分県生活環境部審議監兼
人権尊重・部落差別解消推進課長 御手洗 洋子 氏

（5）令和2年度労働委員会事務局職員個別紛争専門研修

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB研修により開催した。

- ①期 日 令和3年1月28日～1月29日
- ②場 所 WEB研修「大分県労委審問室」
- ③出席者 事務局職員

④内 容

1月28日

- ア 講 義 「労働関係法令の改正等の動向」
講 師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員（成蹊大学法学部教授）
原 昌登 氏
- イ 講 義 「基本となる裁判例」
講 師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員（成蹊大学法学部教授）
原 昌登 氏

1月29日

- ア 講 義 「都道府県労働委員会におけるあっせん困難事例に係る対応」
講 師 福島県労働委員会事務局次長兼審査調整課長 嶋原 孝之 氏
- イ 講 義 「カウンセリング技法」
講 師 一般社団法人日本産業カウンセラー協会シニア産業カウンセラー
中川 智子 氏
- ウ 講 義 「積極的なあっせん制度の活用について～具体例を通して」
講 師 弁護士法人 高砂法律事務所 弁護士 齊田 求 氏

(6) 第72回労働委員会事務局職員中央研修

6月8日～10日に東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、講義を録画したDVDによる受講となった。

①期 日 DVD受講

②内 容

6月8日

- ア 講 演 「労働委員会事務局職員に期待すること」
講 師 中央労働委員会労働者委員 有野 正治 氏
- イ 講 演 「労働委員会事務局職員に期待すること」
講 師 中央労働委員会使用者委員 田中 恭代 氏
- ウ 講 演 「労働法の基礎」
講 師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員（千葉大学大学院社会科学研
究院教授） 皆川 宏之 氏

6月9日

- 審査
ア 講 義 「不当労働行為の審査手続について」
講 師 東京都労働委員会事務局法務専門課長 村上 英一 氏

調整

- ア 講 義 「調整業務の概要」
講 師 中央労働委員会事務局調整第一課長 片淵 仁文 氏
- イ 講 義 「労働局のあっせん制度」
講 師 東京労働局雇用環境・均等部指導課統括労働紛争調整官
上村 和也 氏
- ウ 講 義 「裁判所における個別労働紛争解決システム」
講 師 最高裁判所事務総局行政局第二課課長補佐 瀬口 純一 氏
- エ 講 演 「法律・判例の読み方講座」
講 師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員（成蹊大学法学部教授）
原 昌登 氏

6月10日

- 審査
ア 講 義 「命令書（案）の起案のための作業手順」
講 師 中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室付審査官
兼主任特別専門官 山本 尚子 氏

(7) 令和3年度労働委員会事務局職員個別紛争専門研修

東京都での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB研修により開催した。

①期 日 令和3年7月1日～7月2日

②場 所 WEB研修「大分県労委審問室」

③出席者 事務局職員

④内 容

7月1日

- ア 講 義 「積極的なあっせん制度の活用について～具体例を通して」
講 師 弁護士法人 高砂法律事務所 弁護士 齊田 求 氏
- イ 講 義 「労働関係法令の改正等の動向」、「基本となる裁判例」
講 師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員（成蹊大学法学部教授）
原 昌登 氏

7月2日

- ア 「都道府県労働委員会等のあっせん事例検討」
コメンテーター
中央労働委員会東日本区域地方調整委員（千葉大学大学院社会科学研究院教授）
皆川 宏之 氏
- イ 講 義 「カウンセリング技法」
講 師 一般社団法人日本産業カウンセラー協会シニア産業カウンセラー
中川 智子 氏
- ウ 「あっせん応諾率向上に係る情報交換」
少人数によるグループディスカッション

(8) 九州労働委員会事務局職員研修会

宮崎県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB開催となった。

①期 日 令和3年10月22日

②場 所 WEB開催「大分県労委審問室」

③出席者 事務局職員

④講 義

演 題 「命令書作成の留意点」

講 師 中央労働委員会事務局第二部会担当審査総括室特別専門官
平井 美衣瑠 氏

⑤意見交換

ア 個人情報を含む事件関係資料等の取扱いについて

イ 電子申請への対応も含めた電子化の状況について

(9) 第72回労働委員会事務局職員専門研修

埼玉県での開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB研修により開催した。

①期 日 令和3年11月9日、令和4年1月25日

②場 所 WEB研修「大分県庁舎本館3F 31会議室」

③出席者 事務局職員

④内 容

11月9日

- ア 講 義 救済命令の作り方「不当労働行為審査手続と命令書」
講 師 前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏
- イ 講 義 命令原案作成1（申立事実の把握・争点整理・主張の整理）
講 師 I 班 東京都労働委員会事務局審査調整課
統括課長代理 福田 良彦 氏、課長代理 平野 孝博 氏
II 班 中央労働委員会事務局
訟務官 野村 真莉子 氏、特別専門官 平井 美衣瑠 氏、
労働専門職 四ツ倉 吉昭 氏
III 班 中央労働委員会事務局
特別専門官 下山 久美子 氏、労働専門職 櫻井 絹恵 氏
- ウ 講 義 命令原案作成2（事実認定・判断・救済方法・主文）
講 師 I 班 東京都労働委員会事務局審査調整課
統括課長代理 福田 良彦 氏、課長代理 平野 孝博 氏
II 班 中央労働委員会事務局
訟務官 野村 真莉子 氏、特別専門官 平井 美衣瑠 氏、
労働専門職 四ツ倉 吉昭 氏
III 班 中央労働委員会事務局

特別専門官 下山 久美子 氏、労働専門職 櫻井 絹恵 氏

令和4年1月25日

- ア 講義 「実務経験からみた和解の留意点」
講師 中央労働委員会事務局労働専門職 横山 剛 氏
- イ 講義 命令原案作成（講評）
講師 I班 東京都労働委員会事務局審査調整課
統括課長代理 福田 良彦 氏、課長代理 平野 孝博 氏
II班 中央労働委員会事務局
訟務官 野村 真莉子 氏、特別専門官 平井 美衣瑠 氏、
労働専門職 四ツ倉 吉昭 氏
III班 中央労働委員会事務局
特別専門官 下山 久美子 氏、労働専門職 櫻井 絹恵 氏

(10) 九州沖縄地区労使関係セミナー

- ①期日 令和3年12月1日
②場所 那覇市「沖縄県青年会館大ホール」
③内容
- ア 講演 「変革期における雇用の確保、新しい働き方など、労使が取り組む課題
～ウィズコロナ・アフターコロナへの対応を中心として～」
講師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員会委員長（千葉大学大学院社会科学研究院教授） 皆川 宏之 氏
- イ パネルディスカッション「公益・労働者・使用者委員による紛争解決事例の検討」
コーディネーター
沖縄県労働委員会公益委員（沖縄国際大学法学部教授）上江洲 純子 氏
コメンテーター
沖縄県労働委員会労働者委員（連合沖縄事務局長） 砂川 安弘 氏
沖縄県労働委員会労働者委員（自治労沖縄県本部書記長） 大嶺 克志 氏
沖縄県労働委員会使用者委員（株式会社琉球銀行常務取締役）城間 泰 氏
沖縄県労働委員会使用者委員（株式会社近代美術表取締役） 大城 恵美 氏

(11) 令和3年度労働法の初歩研修

元日本大学法学部講師 白川 欽也 氏によるオンライン研修を録画したDVD貸与による研修を受講した。

- ①期日 令和3年5月21日
講義 「法とは何か、労働法の概要」（第1回研修）
- ②期日 令和3年6月25日
講義 「労働契約法、労働基準法（1）」（第2回研修）
- ③期日 令和3年6月30日
講義 「法とは何か、労働法の概要」（第1回研修再開催）
- ④期日 令和3年9月22日
講義 「労働基準法（2）」（第3回研修）
- ⑤期日 令和3年10月13日
講義 「安全衛生法、労災保険法、未払い賃金立替払制度等（第3回研修未実施分）」
（第4回研修）
- ⑥期日 令和3年10月22日
講義 「集团的労働関係 労働組合と労働組合法」（第5回研修）
- ⑦期日 令和3年11月12日
講義 「集团的労使関係 紛争調整、不当労働行為救済制度」（第6回研修）
- ⑧期日 令和3年12月17日
講義 「個別労働紛争処理制度 和解、あっせん」（第7回研修）

1 不当労働行為審査事件の推移

(1) 年別の取扱件数

年 内容		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
		係属状況	前年より繰越			3	2		1		3	2	3		1			2	1	3	1
新規申立			4	6	3	5	5	5	7	3	10	5	12	8	6	9	11	16	11	6	9
合計	0		4	9	5	5	6	5	10	5	13	5	13	8	6	11	12	19	12	9	10
最終 ・ 決定	全部救済			1														1			1
	一部救済								1	1								2	1		
	棄却								1												1
	却下			2	2		1														
	命・決小計	0	0	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1
状況 ・ 取 下	関与		1	3	1	4	5	2	5	1	8	2	9	2	2	3	7	10	5	1	1
	無関与			1	1						4	2	4	6	2	7	2	3	2	4	1
	その他取下				1				1		1							2	1	2	
	和・取小計	0	1	4	3	4	5	2	6	1	13	4	13	8	4	10	9	15	8	7	2
合計	0	1	7	5	4	6	2	8	2	13	4	13	8	4	10	9	18	9	8	3	

年 内容		S41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
		係属状況	前年より繰越	7	10	12	9	8	5	11	13	6	7	9	12	11	8	9	8	11	12
新規申立	14		9	5	9	13	9	14	6	6	8	9	10	4	8	6	5	6	3	3	1
合計	21		19	17	18	21	14	25	19	12	15	18	22	15	16	15	13	17	15	15	10
最終 ・ 決定	全部救済			1					1				2	1	1		1	1			2
	一部救済			2		1		3	2		2		1						1		
	棄却																				
	却下											1									
	命・決小計	0	0	3	0	1	0	4	2	0	2	1	3	1	1	0	1	1	1	0	2
状況 ・ 取 下	関与	7	4	2	2	10	2	5	8	2	1	3	3	4	4	2			2	1	1
	無関与	3	1	3	6	3	1	1	2	2	3	1	5	1	1	3	1	4		4	1
	その他取下	1	2		2	2		2	1	1		1		1	1	2				1	
	和・取小計	11	7	5	10	15	3	8	11	5	4	5	8	6	6	7	1	4	2	6	2
合計	11	7	8	10	16	3	12	13	5	6	6	11	7	7	7	2	5	3	6	4	

内容		年																				
		S61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
係属状況	前年より繰越	6	9	14	13	16	12	10	7	8	7	6	6	6	6	7	7	7	9	3	2	
	新規申立	5	9	3	5	5	3	2	1	1			1		2		3	3	1	1		
	合計	11	18	17	18	21	15	12	8	9	7	6	7	6	8	7	10	10	10	4	2	
終結状況	命令・決定	全部救済	2			1															1	
		一部救済																1				
		棄却		1				1														
		却下						1														
		命・決小計	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	和解・取下	関与		1	2	1	1	2	4			1						1			1	1
		無関与			2		8					2					1	1		1		
		その他取下		2				1	1					1					1	6		
		和・取小計	0	3	4	1	9	3	5	0	2	1	0	1	0	1	0	2	1	7	1	1
		合計	2	4	4	2	9	5	5	0	2	1	0	1	0	1	0	3	1	7	2	1

内容		年																	
		H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	計	
係属状況	前年より繰越	1	1	1	1	1	1			1		1	2	1	1	2		-	
	新規申立		1		1				1		1	1	1	2	2			344	
	合計	1	2	1	2	1	1	0	1	1	1	2	3	3	3	2	0	-	
終結状況	命令・決定	全部救済													1			18	
		一部救済																18	
		棄却												2				6	
		却下																7	
		命・決小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	49
	和解・取下	関与				1					1						2		154
		無関与																	100
		その他取下		1				1							2				41
		和・取小計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	295
		合計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	2	1	2	0	344

(2) 近年の終結状況

(平成21年～令和3年)

終結の年月日・区分		事件番号	申立年月日
H21. 7. 11	関与和解	21年1号	H21. 3. 18
H23. 3. 31	取下げ	61年3号	S61. 7. 31
H26. 6. 11	関与和解	25年1号	H25. 1. 17
H29. 3. 17	棄却	28年1号	H28. 2. 22
H29. 9. 29	棄却	27年1号	H27. 10. 7
H30. 10. 16	取下げ	30年1号	H30. 3. 19
H30. 10. 16	取下げ	30年2号	H30. 3. 19
R元. 7. 22	全部救済	29年1号	H29. 8. 9
R2. 3. 25	関与和解	元年2号	R元. 9. 9
R2. 12. 15	関与和解	31年1号	H31. 4. 18
計	10件		

2 労働組合の資格審査の推移

(平成21年～令和3年)

内容	年													計
	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	
不当労働行為救済申立	1				1		1	1	1	2	2			9
委員推薦	3		3	2	2	2	2		2		2		2	20
法人登記		2			1								2	5
その他														0
合計	4	2	3	2	4	2	3	1	3	2	4	0	4	34

3 労働争議調整事件の推移

(1) 内容別の取扱件数

内容		年																					
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
経済的事項	賃上げ	1	7	7		1	4	4	3	3	4	2	8	3	1	4	6	14	9	6	7	10	14
	一時金		1	2		2	4	4	7	3	2	12	8	2	6	5	2	3	4	2	2	9	17
	その他	1			6	8	1	1	1	1	2	3	4			1		1	1		2		1
	小計	2	8	9	6	11	9	9	11	7	8	17	20	5	7	10	8	18	14	8	11	19	32
非経済的事項	労働協約		3	3		2	2	2	1	2	1	2	6	3	4	1	5	4	1			1	
	解雇	1	7	9	3	3	2	2	1	3	2	7	4	3	4	3	1	3	1		1		3
	配置転換								1							2							
	団交促進				1						2		1				1	1			1	1	
	その他	1		3		1			1				1				1	1		1		1	1
	小計	2	10	15	4	6	4	4	4	5	5	9	12	6	8	6	8	9	2	1	2	3	4
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36

内容		年																					
		S43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元
経済的事項	賃上げ	16	12	13	4	15	19	29	11	17	5	5	11	11	2	3	3	3	3	2			1
	一時金	9	6	4	5	2	5	12	13	3	5	5	3	5	7	3			1	3	3	2	1
	その他	2		2			3	1			2		2	1		1		1			1	1	
	小計	27	18	19	9	17	27	42	24	20	12	10	16	17	9	7	3	4	4	5	4	3	2
非経済的事項	労働協約		4	1	1			1			1	1											
	解雇	2	2	4	3	2	1	4	2	1	7	1	1	2		1					1		1
	配置転換			1								2				1				1			
	団交促進	1		2			2	1			6		3	2		2	1	1		1		5	1
	その他	5		1	4	1		1	5	4	1		1		2			1			1	1	1
	小計	8	6	9	8	3	3	7	7	5	15	4	5	4	2	4	1	2	0	2	2	6	3
合計		35	24	28	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5

内容		年																						
		H2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
経済的事項	賃上げ	2		1	1		3	1	1	2	1											1		
	一時金	3	1	1			1	1			1		1	2	1		1			1	1			
	その他		3	1	2				1		1			1	1		2							
	小計	5	4	3	3	0	4	2	2	2	2	1	0	1	3	2	0	3	0	0	1	2	0	
非経済的事項	労働協約		1																					
	解雇			2					1	1		1					3	1			1	2		
	配置転換												1							1				
	団交促進		1	2	2				1		3	1			3		2	1			1	1	5	
	その他	2				1	1	1		1			2	1	1	3				2		2	1	
	小計	2	2	4	2	1	1	1	2	2	3	2	3	1	4	3	5	2	0	3	2	5	6	
合計	7	6	7	5	1	5	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6		

内容		年											計											
		H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3													
経済的事項	賃上げ																						316	
	一時金																							209
	その他								1															64
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0													589
非経済的事項	労働協約	1	1																					55
	解雇	1	2		1	1																		115
	配置転換	1		1	1																			13
	団交促進	3	4	1					1															68
	その他		2	1	2			1	1		2													68
	小計	6	9	3	4	1	0	1	2	0	2													319
合計	6	9	3	4	1	0	2	2	0	2													908	

(2)調整区分別申請件数及び終結状況

内容		年																									
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
新規申請	あつせん		7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28	
	調停	4	11	13	2			2	2									1					1				
	仲裁			1	1																						
	小計	4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	
前年からの繰越																											
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	
終結状況	あつせん	解決		5	7	5	17	11	8	8	10	13	23	28	9	9	16	8	16	11	5	9	12	19	15	9	13
		打切り		2	2	2		2	3	5	1		2	3	2	2		8	9	3	4	4	9	15	18	14	14
		取下げ			1								1	1		4			1	2			1	1	2	1	1
		不開始										1															
		小計	0	7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28
	調停	解決	4	6	6	2			1	2									1					1			
		不調		5	6				1																		
		打切り			1																						
		取下げ																									
	小計	4	11	13	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	仲裁	解決			1	1																					
		小計	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28

内容		年																									
		S46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	
新規申請	あつせん	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
	調停											1		1													
	仲裁																										
	小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
前年からの繰越																											
合計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
終結状況	あつせん	解決	9	9	18	20	9	16	13	10	11	10	7	5	1		2	2	4	2	2	1	2	2	2	1	3
		打切り	8	11	12	23	17	5	11	3	9	6	2	3	2	4	1	2		1	2	5	1	4	1		1
		取下げ				5	5	4	3	1	1	3	1	3		1		2	2	4	1	1	2	1	1		1
		不開始				1						2				1	1	1		2			1		1		
		小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5
	調停	解決																									
		不調																									
		打切り											1														
		取下げ													1												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仲裁	解決																									
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5

内容	年	H8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31	2	
		R元																									
新規申請	あつせん	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5		3	3	7	6	6	9	3	4	1		2	2		
	調停																										
	仲裁																										
	小計	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6	6	9	3	4	1	0	2	2	0	
前年からの繰越(あつせん)				1		1	1					1			1			1									
合計		3	4	5	5	4	4	2	7	5	5	6	0	3	4	7	6	7	9	3	4	1	0	2	2	0	
終結状況	あつせん	解決	3	1	3	1	1	2		5	3	3	2		1	2	1	5	3	2		2	1			1	
		打切り			1	1					1		1				2		1	1	1	2			1		
		取下げ		1			1	2		2		1		3		1	2	3		3					1		
		不開始		1	1	2	1		2		1		3		1	2	3			3					1		
		小計	3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0
	調停	解決																									
		不調																									
		打切り																									
		取下げ																									
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仲裁	解決																									
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0

内容	年	R3	計	
		新規申請	あつせん	2
新規申請	調停		38	
	仲裁		2	
	小計	2	908	
	前年からの繰越(あつせん)			-
合計		2	-	
終結状況	あつせん	解決	2	491
		打切り		270
		取下げ		75
		不開始		32
		小計	2	868
	調停	解決		23
		不調		12
		打切り		2
		取下げ		1
		小計	0	38
	仲裁	解決		2
		小計	0	2
		合計	2	908

4 個別労働関係紛争あっせん事件の推移

(1) 新規申請件数及び内容別の取扱件数

内容 \ 年		H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
新規申請件数		4	7	3	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1
内容	経営または人事	2	4	2	2	6		2	1	3	3	3	4	2	1	
	賃金等	5	7	5	1	1	5	4	3	4	1	3	1	1		1
	労働条件等	3	2	2	1	1				1				1		
	職場の人間関係			1		2	1		1	2	1					
	その他		1				2	2	1	1	4	1		1		
計		10	14	10	4	10	8	8	6	11	9	7	5	5	1	1

内容 \ 年		H29	30	H31 R元	2	3	計
新規申請件数		2	-	2	1	2	58
内容	経営または人事	4		3	1	2	45
	賃金等			1		1	44
	労働条件等			1	1		13
	職場の人間関係				1		9
	その他	1				1	15
計		5	0	5	3	4	126

※ 個別労働関係紛争あっせん事務は、平成14年4月開始

(2) 終結状況

年		H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
終結状況	解決	1	1	1		1			1	2	3	1	3	1	1	
	打ち切り	1	1					2		3				1		
	取下げ		2	2	1	2	1	1	1		1	2		1		
	不開始	2	3			1	2	1	2	1						1
	合計	4	7	3	1	4	3	4	4	6	4	3	3	3	1	1

年		H29	30	H31 R元	2	3	計
終結状況	解決		1	1			18
	打ち切り	1			2	2	13
	取下げ						14
	不開始						13
	合計	1	1	1	2	2	58

※ 繰越事件は終結年で計上している。令和元年からあっせん不参加は打ち切りとして計上

5 年別相談件数の推移

区 分	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3
相談件数	153	149	172	200	246	300	423	383	319	251	238	294	320	313	211	312
うち 相談週間	100	104	123	103	100	134	146	144	119	85	72	109	113	96	84	109

※ 労働相談業務は、平成 18 年 2 月開始

6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況

年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)	年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)
S45	785	91,813	32.8	H8	779	101,932	21.8
46	814	93,924	32.6	9	782	100,860	21.6
47	842	96,190	30.8	10	743	98,107	21.6
48	856	100,903	31.1	11	754	96,409	22.2
49	909	104,015	31.8	12	739	94,711	21.9
50	926	104,178	31.4	13	724	92,741	20.0
51	943	103,569	31.9	14	698	88,361	20.0
52	950	102,487	30.2	15	691	86,624	20.2
53	937	102,914	28.3	16	671	84,032	18.7
54	937	101,935	27.5	17	614	82,056	18.6
55	928	102,038	27.4	18	586	81,420	17.9
56	950	106,237	27.7	19	560	79,533	17.2
57	945	106,517	27.5	20	553	79,057	17.2
58	938	106,240	27.5	21	536	80,405	18.2
59	948	105,646	27.4	22	533	79,863	18.1
60	943	106,169	28.1	23	531	81,408	17.8
61	921	105,114	27.0	24	521	81,342	17.8
62	924	102,648	26.5	25	521	80,513	17.5
63	858	101,824	25.9	26	516	80,180	17.3
H元	850	103,438	25.5	27	508	79,178	16.7
2	844	101,734	25.4	28	503	77,155	16.0
3	831	102,394	23.6	29	498	77,170	15.8
4	825	103,905	23.1	30	480	76,013	15.3
5	818	103,860	23.6	R元	476	76,600	15.2
6	808	103,438	23.6	2	459	76,944	15.5
7	798	102,082	23.1	3	455	76,043	15.2

*組合員には、非単位組合の組合員を含む。

資料：県雇用労働政策課「労働組合基礎調査」

(現行調査は、昭和 45 年開始)

7 労働争議の発生状況（大分県）

年	総争議		争議行為を伴わない争		争議行為を伴う争		
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	件数	総参加人員	行為参加人員
H11	9	482	4	150	5	332	220
12	7	132	5	114	2	18	16
13	10	810	4	287	6	523	488
14	4	359	2	337	2	22	12
15	6	94	6	94	—	—	—
16	6	2,451	5	2,413	1	38	35
17	1	3	1	3	—	—	—
18	3	71	3	71	—	—	—
19	—	—	—	—	—	—	—
20	3	24	3	24	—	—	—
21	4	15	4	15	—	—	—
22	7	24	7	24	—	—	—
23	7	444	7	444	—	—	—
24	8	576	6	560	2	16	6
25	9	361	8	353	1	8	4
26	4	216	4	216	—	—	—
27	4	80	4	80	—	—	—
28	1	1	1	1	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—	—
30	2	2	2	2	—	—	—
R元	2	2	2	2	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—

*資料：厚生労働省 雇用・賃金福祉統計室「労働争議統計調査」から抜粋。

注1) 「争議行為を伴わない争議」とは、争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与した争議のこと。

「争議行為を伴う争議」とは、同盟罷業や作業所閉鎖、怠業等の争議のこと。

注2) 「総参加人員」とは、争議行為に参加するかしないかにかかわらず、労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）中における労働組合又は労働者の団体の最大員数をいう。

注3) 「行為参加人員」とは、実際に争議行為を行った実人員をいう。

8 県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移

年 月	大分県	全 国	完全失業率の推移 (%)	
			大分県	全 国
令和3年1月	1.07	1.10		2.9
2月	1.08	1.09	2.2	2.9
3月	1.11	1.10		2.6
4月	1.14	1.09		2.8
5月	1.16	1.09	2.5	3.0
6月	1.18	1.13		2.9
7月	1.20	1.15		2.8
8月	1.18	1.14	1.8	2.8
9月	1.19	1.16		2.8
10月	1.19	1.15		2.7
11月	1.20	1.15		2.8
12月	1.22	1.16		2.7

資料：大分労働局「安定所別月間有効求人倍率の推移」

9 委員

区分	氏名	期別		37期	38期	39期	40期	41期	42期	43期
		H14. 1. 24~	H16. 1. 26~	H18. 1. 26~	H20. 1. 28~	H22. 1. 28~	H24. 2. 1~	H26. 2. 3~		
公益委員	小川 達也	●	●							
	富盛 一郎	○	○							
	千崎 美奈									
	橋手 章夫									
	友本 順子	○	○							
	宇野 清					○	○	○	○(25. 1. 31辞)	
	曾根 和人					○	○			
	岩尾 允子					○	○	○	○	
	麻生 昭一					○	○	●	●	●
	佐藤 下モコ								○	○
	須賀 陽二								○	○
	鈴木 芳明								○	○
	三浦 恭子									○
労働者委員	羽南 明一	△	△(17. 8. 26辞)							
	友俊 一	△(15. 1. 31辞)								
	棚村 和秀	△(15. 2. 1任)	△(17. 1. 24任)	△	△(20. 7. 22辞)					
	斎藤 忠三	△(15. 1. 31辞)		△	△(20. 7. 22辞)					
	開田 惠三	△(15. 2. 1任)	△	△	△(20. 7. 22辞)					
	大場 光夫	△	△(16. 11. 30辞)							
	安東 テル子	△								
	森政 文		△	△	△(21. 3. 31辞)					
	馬場 徳明		△(17. 1. 24任)							
	嶋崎 龍生		△	△	△	△(23. 10. 28辞)				
	米田 正利			△						
	村田 佳到									
	戸高 勝敏									
	宗野 上子									
	安東 伸彦									
	吐合 史郎									
	小嶋 正人									
	小代 佳子									
	小松 浩二									
	首藤 健二									
神田 竜二										
松尾 竜二										
志賀 慎二										
使用者委員	後藤 誠人	▲	▲	▲	▲(21. 1. 31辞)					
	峯山 久彦	▲	▲	▲	▲					
	岡本 邦隆	▲	▲	▲						
	伊坂 信晴	▲	▲	▲						
	杉原 正晴	▲	▲	▲						
	赤松 健一郎									
	田北 裕之									
	川崎 裕一									
大塚 伸宏										
馬場 七子										

区分	氏名	期別			
		44期 H28. 2. 3~	45期 H30. 2. 7~	46期 R2. 2. 12~	47期 R4. 2. 16~
公益委員	須賀 陽二	●	●		
	鈴木 芳明	○	○	○	
	三浦 恭子	○	○	○	○
	関田 茂人	○	○	●	●
	深田 立茂	○	○	○	○
	清水 尚子				
労働者委員	柴渡 博子				
	松尾 竜二	△	△	△	
	志賀 慎二	△	△	△	△
	佐藤 寛雅	△(幹事)	△(幹事)	△(幹事)	△(幹事)
	藤本 雅史	△	△	△	
	太田 美乃里	△	△	△	
	新宮 高志				
	石本 健二				
使用者委員	林 大介				
	原口 享子				
	杉原 正晴	▲			
	赤松 健一郎	▲	▲		
	田北 裕之	▲(幹事)	▲(幹事)		
	大塚 伸宏	▲			
	馬場 七子	▲			
	白川 美		▲	▲	▲
	大山 直美		▲		
	藤野 久信			▲(幹事)	▲(幹事)
兒玉 雅紀			▲	▲	
熊林 康昭			▲	▲	
高野 浩子				▲	

●会長 ○会長代理 ○公益委員 △労働者委員 ▲使用者委員

10 事務局組織・職員数

年 度		定 数	現 員	組 織
H11	5.1	12	11	<div style="text-align: center;">事務局長</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 総務調整課 審 査 課 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 総務調整係 審 査 係 </div>
H12	4.1	12	12	<div style="text-align: center;">事務局長</div> <div style="text-align: center;">調整審査課</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 総 務 係 調整審査係 </div>
H13	4.1	11	11	
H14	4.1	11	10(～9.30)	
			11(10.1～)	
H15	5.22	11	11	<div style="text-align: center;">事務局長</div> <div style="text-align: center;">調整審査課</div>
H16	4.1	10	10	
H17	4.1	10	10	
H18	4.1	10	10	
H19	5.1	9	9	
H20	4.1	9	9	
H21	4.1	8	9	
H22	4.1	8	8	
H23	5.1	8	8	
H24	4.1	8	8	
H25	4.1	8	8	
H26	4.1	8	8	
H27	5.1	8	8	
H28	4.1	8	8	
H29	4.1	8	7(～9.30)	
			8(10.1～)	
H30	4.1	8	8	
H31(R元)	4.26	8	8	
R2	4.1	8	8	
R3	4.1	8	8	

11 大分県労働委員会規則

(平成17年5月24日大分県労働委員会規則第1号)
改正(平成18年2月28日大分県労働委員会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。)の規定に基づく大分県労働委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総会の種類等)

第2条 総会は、定例総会(労委規則第4条第1項の規定による総会をいう。以下同じ。)及び臨時総会(労委規則第4条第2項及び第5項の規定による総会をいう。)とする。

- 2 定例総会は、毎月第2火曜日及び第4火曜日に開催することを例とする。
- 3 労委規則第4条第2項の規定により知事又は3人以上の委員が臨時総会の開催の請求をしようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくともその期日の3日前までに、会長に通告しなければならない。
- 4 労委規則第4条第4項の規定により会長が総会を招集しようとするときには、少なくともその前日までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。
- 5 労委規則第4条第5項に規定する選挙のための総会の議事は、事務局長がつかさどる。
- 6 会長及び会長代理の選挙は、事務局長が会議に諮り、指名推薦又は無記名投票のいずれの方法によるかを決定した上で行うものとする。

(総会の付議事項)

第3条 労委規則第5条第1項第10号に規定する会長が必要と認める事項は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な審査に関する事項、総会の公開に関する事項等とする。

(総会の定足数)

第4条 総会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席した場合、又は使用者委員、労働者委員及び公益委員が出席し、かつ、委員の3分の2以上が出席した場合に議事を開くことができるものとする。

(総会の公開)

第5条 法第21条第1項の規定による総会の公開は、総会において出席委員の3分の2以上の同意があった場合に行うことができる。

(公益委員会議)

第6条 労委規則第8条第1項の公益委員会議は、定例総会の開催の日を利用して開催するものとする。ただし、必要に応じて他の日に開催することができるものとする。

- 2 会長は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、公益委員会議を招集するものとする。
 - 1 総会で議決したとき。
 - 2 3人以上の公益委員から請求があったとき。

(議事録)

第7条 総会の議事録には、議事の内容を要約して記録するものとする。
2 事務局長は総会の議事録について、直近の総会において議事録を事務局の職員に朗読させ、労委規則第15条第2項の承認を受けるものとする。

(労使委員の幹事)

第8条 使用者委員及び労働者委員(以下「労使委員」という。)は、それぞれの互選により各1名の幹事委員を置くものとする。
2 幹事委員は、労使委員各側の連絡調整に当たるものとする。

(審査の期間の目標)

第9条 法第27条の18に規定する審査の期間(和解の勧奨に要する期間は除く。)の目標は、不当労働行為事件の審査の実施に関して、委員会の全体として達成すべき目標を明確にすることによって、審査の迅速化を実現するため、次のとおりとする。

- 1 法第7条第1号、第3号及び第4号に掲げる行為に係る事件並びに同条第1号から第4号までに掲げる行為が複合した事件 360日
- 2 法第7条第2号に掲げる行為のみに係る事件 100日
- 2 具体的な審査計画の作成に当たっては、事実の認定等に必要な主張、立証の機会を抑制しないように配慮するとともに、争点や証拠等の内容に応じて審査の期間を決定するものとする。
- 3 第1項第1号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね90日(第1回委員調査にあつては60日)、結審から命令の交付までの期間をおおむね90日とするものとする。

4 第1項第2号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始まで

の期間をおおむね40日（第1回委員調査にあつては30日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね30日とするものとする。

（審査の計画）

第10条 法第27条の6に規定する審査の計画（以下「計画」という。）には、争点、証拠、審問予定及び審査進行の目安を記載するものとし、標準的な様式は別に定めるものとする。

- 2 作成した計画については、当事者の同意を得るよう努めるものとする。
- 3 法第24条第1項の規定により参与する委員は、計画の迅速な作成及び審査の迅速化のため、調査の段階から直ちに参与することができるものとする。なお、この場合においては、文書により参与することができるものとする。
- 4 計画の提示は、委員調査のときその他の適宜な時期及び方法を選んで行うものとする。ただし、審問の開始前において和解の可能性があると判断される場合は、この限りではない。
- 5 審査委員は、次に掲げる場合は、計画の変更を行うものとする。
 - 1 重要な争点の追加又は変更が生じた場合
 - 2 多数の証人又は物件について証拠調べを行う必要が生じた場合
 - 3 審問の途中において、和解の勧奨を行ったが、和解が成立せず、審査の進行が計画より大幅に遅れている場合

（不当労働行為事件の審査の実施状況の公表）

第11条 法第27条の18に規定する審査の実施状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 1 事件番号
 - 2 請求する救済の内容
 - 3 申立年月日
 - 4 調査回数
 - 5 審問回数
 - 6 証人数
 - 7 審査の計画で定めた日数
 - 8 和解に要した日数
 - 9 計画変更により増減した日数
 - 10 処理日数
 - 11 終結年月日
 - 12 終結状況
- 2 前項の公表は、毎年3月31日までに、前年1月1日から12月31日までの間の分について行うものとする。
- 3 第1項の公表は、大分県労働委員会会報、労働おおいた及び大分県庁ホームページの労働委員会のサイトに登載して行うものとする。

（調整事件の調整の実施状況の公表）

第12条 調整事件の調整の実施状況の公表は、法第20条に規定する労働争議のあっせん、調停、仲裁及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条に規定する個別労働関係紛争のあっせんに関する次に掲げる事項について行うものとする。

- 1 事件番号
 - 2 区分
 - 3 調整事項
 - 4 申請年月日
 - 5 調査回数
 - 6 調整回数
 - 7 処理日数
 - 8 終結年月日
 - 9 終結状況
- 2 公表の時期及び方法については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日大分県労働委員会規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成18年に行う実施状況の公表については、この規則による改正後の大分県労働委員会規則第11条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、平成17年4月1日から同年12月31日までの間の分のものとする。

大分県労働委員会会報

第67号

(令和3年版)

令和4年3月発行

編集・発行 大分県労働委員会事務局
大分市大手町3丁目1番1号
電話：097-506-5241（直通）
FAX：097-506-1788

(非売品)